

介護保険事業計画 高齢者福祉計画

福祉施策の新たな展開へ向けて



令和3年3月

青森県新郷村



はじめに

わが国は総人口が減少に転じる中、2025年（令和7年）には、人口の構成割合が最も高い団塊の世代がすべて後期高齢者となり、ますます高齢者人口の増加が見込まれています。それと同時に高齢者単身世帯や夫婦のみの高齢者世帯も増加していくと予測される中、その支え手が減少してきている状況となっています。高齢者には可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、安心して自立した日常生活をおくれるような十分な介護サービスの確保のみならず、自助・共助も活用した、様々な施策・支援が今後の重要な課題となっています。

本村においても、総人口が徐々に減少しています。一方、高齢化率は年々高くなっており、県内でも上位の高齢化率となっています。令和22年度には、本村の高齢化率は60%を超えると推計されており、今後も「高齢者が住みなれた地域で明るく元気で豊かに暮らせる村づくり」を目指すために、これまで培われた地域を支える力も活用し、より充実した支援とサービス提供が求められています。

高齢者の暮らしを支えるために、これまでも老人福祉、介護保険における各種事業を実施して参りましたが、そのガイドラインとなる実施計画が「新郷村介護保険事業計画 高齢者福祉計画」です。本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条に基づいた「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定しています。平成30年度から令和2年度までを計画期間とする第7期計画が満了することから、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期計画を策定いたしました。

計画の策定にあたっては、高齢者の持つ能力を維持できるような介護予防事業の取り組み、介護保険における居宅・施設サービスの提供、高齢者福祉事業への取り組みなどの各種施策目標を掲げ、本村の実情に応じた事業実施体制により、これまで以上に「高齢者が住みよく生きがいのある村」の実現に向けて鋭意努力してまいります。

最後になりましたが、本計画策定にあたり、精力的に協議を重ね、貴重なご助言を頂きました介護保険事業計画等策定委員会の皆様と関係機関の方々に、心から感謝申し上げます。

令和3年3月

新郷村長 櫻井雅洋

目 次

はじめに

I 総論

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の基本理念	1
(1) 基本目標と目標を達成するために	1
① 住み慣れた地域で暮らし続けるためのサービスの充実	
② 高齢者の社会参加の促進	
③ 介護保険サービスの適正な利用	
④ 保険・福祉サービス提供の拠点整備	
3. 計画の性格・位置づけ	3
4. 計画期間の設定	3
5. 計画策定の経緯と計画策定後の点検体制	4
(1) 計画の策定体制	4
① 計画の策定方法、計画策定にあたっての基本的考え方	
② 住民参加	
③ 計画での施策の周知	
④ 県との連携	
(2) 計画の進行管理及び点検体制	5
① 点検機関の設置	
② 評価内容	
6. 日常生活圏域の設定	5

II 高齢化等の現状

1. 人口構造の推移	7
2. 介護保険被保険者の状況	8
(1) 被保険者数の推移	8
(2) 所得段階別第1号被保険者数の推移	9
3. 要介護（支援）認定者数	11
(1) 被保険者数の要介護（要支援）認定者数の推移	11

III サービス提供の現状と課題

1. 第7期介護保険事業計画に係る介護サービス等の実績	13
(1) 介護・介護予防サービスの実績	13
(2) 介護給付サービス	14
① 居宅サービス	
② 地域密着型サービス	
③ 施設サービス	
(3) 介護予防給付サービス	20
① 居宅サービス	
② 地域密着型介護予防給付サービスの提供見込み	
(4) 介護・介護予防給付サービスに係る保険給付費の状況	24
① 介護給付に係る保険給付費	
② 介護予防給付に係る保険給付費	
③ 介護給付等に係る総給付費	

2. 地域支援事業の充実	27
地域支援事業について	27
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	29
① 介護予防・生活支援サービス事業	
② 一般介護予防事業	
(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	34
① 地域包括支援センターの運営	
② 任意事業	
(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）について	39
① 在宅医療・介護連携推進事業	
② 生活支援サービス体制整備事業	
③ 認知症総合支援事業	
④ 地域ケア会議推進事業	
3. 老人福祉事業	42
1. 高齢者の生活を支える支援	42
(1) 生活支援	42
① 食事支援	
② 住居支援	
③ 移動支援	
④ 除雪支援	
⑤ 買い物支援	
⑥ 福祉用具の貸し出し	
(2) 経済支援	45
① 働く場の確保	
② 貸付等	
2. 高齢者の生きがいをつくる支援	46
(1) 生きがい支援	47
① 老人クラブの活性化	
② 高齢者の学習活動	
③ 老人福祉センターの活用	
④ 交流サロンの活用	
(2) 長生き支援	48
① 敬老会	
② 長寿祝金	
3. 高齢者の安心を支える支援	48
(1) 安全に対する支援	48
① 高齢者世帯の住宅防火対策	
② 高齢者の交通安全対策	
③ 災害時要援護者対策	
(2) 見守り支援	49
① 民生委員、ほのぼの交流協力員による見守り	
② 「新郷村地域見守り隊」による見守り	
③ 保健師による健康相談等	
4. 地域福祉の推進	50
① 社会福祉協議会との協働	
② 関係機関との連携	

IV 計画の基本的な指針と方向性

1. 計画の基本的な指針と方向性	51
(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	51
① 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について	
(2) 2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築	51
① 2025年・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備	
② 重層的支援体制整備	
(3) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上	51
① 業務の効率化・質の向上に資する事業	
② 介護ロボットやICTの活用	
(4) 保険者機能強化推進交付金等の活用	52
(5) 災害や感染症対策に係る体制整備	52
(6) 高齢者の居住安定に係る施策との連携	52

V 目標年度までの各年度における高齢者等の状況

1. 推計人口	53
2. 被保険者数の推移	54
3. 要介護（支援）認定者数の推移	57

VI 目標達成のための具体的施策

1. 地域包括支援センターの機能強化	59
(1) 設置箇所数	59
(2) 人員配置	59
(3) 適切運営	59
2. 第8期介護保険事業計画に係る介護サービスの見込み量と今後の方針について	60
(1) 介護・介護予防サービスの見込み量	60
(2) 介護サービス別の見込み量	61
① 居宅サービス	
② 地域密着型サービス	
③ 施設サービス	
(3) 介護予防サービス別の見込み量	68
① 居宅サービス	
② 地域密着型サービス	
(4) 介護・介護予防サービスに係る保険給付費の見込み量	72
① 介護給付に係る保険給付費	
② 介護予防給付に係る保険給付費	
③ 介護給付等に係る総給付費	
3. 地域支援事業の充実	75
地域支援事業について	75
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業について	77
① 介護予防・生活支援サービス事業	
② 一般介護予防事業	
(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	81
① 地域包括支援センターの運営	
② 任意事業	

(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）について	84
① 在宅医療・介護連携推進事業	
② 生活支援サービス体制整備事業	
③ 認知症総合支援事業	
④ 地域ケア会議推進事業	
(4) 地域支援事業の費用の見込み量	86
4. 高齢者福祉事業	87
事業体系図	87
1. 高齢者の生活を支える支援	88
(1) 生活支援	88
① 食事支援	
② 住居支援	
③ 移動支援	
④ 除雪支援	
⑤ 買い物支援	
⑥ 福祉用具の貸し出し	
(2) 経済支援	90
① 働く場の確保	
② 貸付等	
2. 高齢者の生きがいをつくる支援	90
(1) 生きがい支援	90
① 老人クラブの活性化	
② 高齢者の学習活動	
③ 老人福祉センターの活用	
④ 交流サロンの活用	
(2) 長生き支援	91
① 敬老会	
② 長寿顕彰、祝金	
3. 高齢者の安心を支える支援	92
(1) 安全に対する支援	92
① 高齢者世帯の住宅防火対策	
② 高齢者の交通安全対策	
③ 災害時要援護者対策	
(2) 見守り支援	92
① 民生委員、ほのぼの交流協力員による見守り	
② 「新郷村地域見守り隊」による見守り	
③ 保健師による健康相談等	
4. 地域福祉の推進	93
① 社会福祉協議会との協働	
② 関係機関との連携	

VII 資料編

新郷村介護保険事業計画等策定委員名簿	95
--------------------------	----

総論

1. 計画策定の趣旨

わが国の人口は、現在約4人に1人が高齢者となり、今後さらに高齢化は加速し、団塊の世代が75歳を迎える令和7年度には30%を超えると見込まれています。

本村をみてみますと65歳以上の高齢者人口は、1,136人と増減をくり返しており、高齢化率は48.1%（いずれもR2.12月末現在）に上昇しています。令和22年度には高齢化率が60%を超えると見込まれており、あわせて認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者世帯、夫婦のみの高齢者世帯も増加していくと予測されます。

こうした本村の状況に対応すべく、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活をおくれることを可能にするために、十分な介護サービスの確保や医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指し、様々な高齢社会をめぐる重要な課題に対し、村がめざすべき基本的な考え方や目標とその実現に向かって取り組むべき施策を定めるものとして令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とする「第8期介護保険事業計画」を策定します。

2. 計画の基本理念

高齢者が住みなれた地域で明るく元気で豊かに暮らせる村づくり

高齢者が住み慣れた地域で明るく元気で豊かに暮らせるためには、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」を一体的に提供する地域包括ケアシステムの深化・推進することが必要です。第8期介護保険事業計画では、住民や関係団体等との協働により実現に向け高齢者福祉施策の推進を一層図っていきます。

(1) 基本目標と目標を達成するために

① 住み慣れた地域で暮らし続けるためのサービスの充実

高齢者が、住み慣れた地域で長く健康でいきいきとした生活を送るためには、介護保険サービスをうける前段階の対策として介護予防への取組みが最重要課題です。介護認定等申請者の生活機能低下の直接の原因となっている疾患は男女とも脳梗塞などの循環器系の疾患、アルツハイマー型認知症などの神経系の疾患、膝関節症などの筋骨格系及び結合組織の疾患が多くなっています。これらの疾患が全体の約7割を占めるため、地域支援事業における総合事業、一般介護予防事業、包括的支援事業を効果的に実施し、同時に認知症施策を総合的に推進し、高齢者の生活機能の維持・回復と要介護認定者の増加抑制を目標として、村として一層取り組んでいきます。

【参考】介護認定等申請者の生活機能低下の直接の原因となっている疾患等名別件数

区 分	男	女	計
循環器系の疾患	33	51	84 件
神経系の疾患	16	60	76 件
筋骨格系及び結合組織の疾患	9	45	54 件
精神及び行動の障害	13	35	48 件
損傷、中毒及びその他の外因の影響	10	20	30 件
新生物	4	4	8 件
その他	9	16	25 件
合 計	94	231	325 件

主治医意見書厚生課調べ（令和3年3月25日現在）
（平成30年度～令和2年度分要介護認定等一次判定済分集計対象）

② 高齢者の社会参加の促進

行政が主体となった介護予防事業だけでなく、村の各地域において、自発的に介護予防に関する取組みが行われるような地域社会を構築していきます。

高齢者の閉じこもり・認知症予防等のための自発的な活動を実施し、高齢者が自ら活動に参加できるように介護予防活動を支援していきます。

行政と地域が介護予防という同じ目的を共有し、高齢者を支援していきます。

③ 介護保険サービスの適正な利用

介護サービスの種類ごとの推計と今後の方針をもとに、第8期における保険料等介護保険の円滑な実施を図ります。

介護保険制度の持続可能性の確保に向けて介護保険サービスの適正利用を図ります。また、被保険者・家族の希望により可能な限り住み慣れた地域と関係を持ちながら、継続して暮らせるように居宅サービス、地域密着型サービスの充実を図っていきます。

④ 保健・福祉サービス提供の拠点整備

介護が必要となった高齢者及び家族が自己の選択のもとに、QOL（生活の質）の向上、生活機能の維持のために、サービスを利用できる体制を整えることが重要です。

特に、高齢者に対して総合的・継続的なケアを提供するためには、介護を要する高齢者等の需要に対応して、多様なケア機関が必要な情報の共有を進めていくことが重要となっています。

その中心的な役割を担う地域包括支援センターは、村直営で運営することから、地域支援の総合相談に対応するとともに、保健福祉行政や介護保険行政とより密接な連携を保ち、包括的・継続的マネジメント、高齢者に関する問題解決に努めていきます。

同時に、保健センターや老人福祉センターにおいても、それぞれのもつ機能が十分に発揮されるよう、各種の事業を展開していきます。

そのほか、各方面の保健・福祉・医療機関や関係行政機関、また、ボランティアや民間サービス事業者とも連携を強化し、高齢者を地域全体で支えていく体制を構築していきます。

3. 計画の性格・位置づけ

介護保険事業計画は介護保険法第117条の規定に基づき、老人福祉計画は老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定されるものです。

介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の円滑な実施に関する事項を定め、事業費見込み推計や保険料を算定するなど、介護保険制度全般の根幹を握る計画となります。

一方、老人福祉計画は、介護保険事業計画の内容を包含し、高齢者に係る福祉事業全般に関する総合計画という性格を有するものになります。

したがって、両計画は一体的に策定されるものになります。

4. 計画期間の設定

第2期までの介護保険事業計画は、5年を1期として3年ごとに計画の見直しをしてきましたが、保険料の見直しの期間と整合するように、平成18年度からは3年を1期として策定されています。

今期の第8期は、令和3年度～令和5年度までが計画期間となります。

また、老人福祉計画は、介護保険事業計画の内容を包含するものとして策定することから、整合性を図るため見直し時期なども同一となります。

計画の期間

H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
第1期計画								
			第2期計画					
						第3期計画		

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
第4期計画								
			第5期計画					
						第6期計画		

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第7期計画								
		第8期計画						

5. 計画策定の経緯と計画策定後の点検体制

(1) 計画の策定体制

① 計画の策定方法、計画策定にあたっての基本的考え方

前期計画の目標達成度、課題等を整理・分析・評価しながら、「介護保険事業計画等策定委員会」で計画の見直しを行います。

② 住民参加

介護保険事業運営は、幅広い関係者（機関）の協力を得て、地域の実状に応じた運営が求められており、その根本をなす事業計画の策定段階からの参画が望ましいため、一般住民より委員を選任しました。

介護保険法においては、介護保険事業計画による介護サービスの提供目標が保険料にも影響を与えることから、本事業計画の策定・変更にあたっては被保険者の意見を反映させるための措置を講じることが義務づけられています。

今期計画では、被保険者の意見を十分に反映させるため、策定委員には被保険者代表7名、学識経験者2名、専門分野から5名の委員を選任しました。

策定委員会の開催状況や主な検討事項は、次のとおりです。

介護保険事業計画等策定委員会の開催状況

第1回 令和2年10月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間・策定スケジュールについて ・第7期介護保険事業計画での目標と実績について ・老人福祉計画での目標と実績について ・第8期介護保険事業計画策定における基本的方針・重点目標・前期計画時からの改正点について
第2回 令和2年12月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・人口・被保険者数・認定者数の推移について ・第8期介護保険事業計画に係る介護サービス見込み量と今後の方針について ・第8期介護保険事業計画での日常生活圏域の設定について ・老人福祉計画での目標・今後の方針について ・制度改正による影響と今後の方針について
第3回 令和3年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・前回会議の確認事項について ・前回会議以降の変更点について ・第8期介護保険事業計画期間における介護保険料設定の最終確認について

③ 計画での施策の周知

介護保険、老人福祉事業の今後の施策を住民に周知するため、広報等への掲載、関係事業実施の際等、保健・医療・福祉の多職種の分野が集まる会議での情報提供等を行っていきます。

④ 県との連携

青森県が策定する介護保険事業支援計画及び医療計画（医療法第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。）との整合性を図りました。

(2) 計画の進行管理及び点検体制

① 点検機関の設置

「介護保険事業計画等策定委員会」を設置し、介護保険事業や老人福祉事業全般にわたり、前期計画の実績や課題の分析を行いました。

② 評価内容

総人口が年々減少している中で、高齢者人口も減少傾向にあります。高齢化率は、年々上昇傾向にあり、高齢者の中でも高年齢化が進み、ひとり暮らしの高齢者世帯、夫婦のみの高齢者世帯が増加してきました。被保険者数は減少している一方で、要介護認定者数、介護給付費等は増加してきています。

また、第7期計画期間の介護保険における各介護サービスや給付費の状況、地域支援事業における一般介護予防事業等の総合事業の実施状況、老人福祉事業の提供状況について、前期計画での目標と実績の乖離状況、現状把握、点検・分析を行い、今後の課題等についての確認を行いました。

第7期計画期間での実績、今後の人口構造を考慮すると、介護サービスの提供量を増加し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活をおくれるように、地域支援事業における総合事業による介護予防や重度化防止を重視する計画策定が必要であるということが主にあげられました。

6. 日常生活圏域の設定

介護保険事業計画では、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して、住民が日常生活を営んでいる地域・地域密着型サービスを中心とした介護基盤の整備単位となる「日常生活圏域」を設定することとなっています。

「日常生活圏域」を設定することによって、生活圏域ごとの計画的なサービス基盤整備や、特定地域にサービス基盤が偏らないよう、適正なサービス基盤整備が可能となります。

本村では、村全体の地域密着型サービスの需要を金ヶ沢地域に所在する2カ所の事業所で対応している状況ですが、将来のサービス提供見込みは、2カ所の事業所の利用定員総数合計の27人以内の利用見込みに留まっています。

そのため第8期計画期間において、新規のサービス基盤整備や「日常生活圏域」を2つ以上に分ける必要性がないことから、前期計画同様、村全体を1つの日常生活圏域として設定します。

これにより、被保険者が地域によって限定されることなく、引き続き村のどの介護サービス事業所も利用することができます。

II

高齢化等の現状

1. 人口構造の推移

総人口は年々減少している中で、高齢者人口（65歳以上の人口）は着実に増加傾向を示しており、総人口に対する比率（高齢化率）も年々高くなっています。近年では特に高齢者人口の中でも、後期高齢者人口（75歳以上）が増加傾向にあります。

令和2年12月末現在の高齢化率は48.1%となっています。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年*
総人口 A	2,695人	2,628人	2,586人	2,458人	2,408人	2,359人
40～64歳人口 B	855人	818人	778人	727人	702人	669人
比率 B/A	31.7%	31.1%	30.1%	29.6%	29.1%	28.4%
65～69歳人口	267人	273人	280人	277人	274人	257人
70～74歳人口	207人	186人	197人	208人	222人	242人
前期高齢者人口 C	474人	459人	477人	485人	496人	499人
比率 C/A	17.6%	17.5%	18.4%	19.7%	20.6%	21.2%
75～79歳人口	207人	224人	216人	203人	193人	184人
80～84歳人口	225人	220人	222人	208人	181人	172人
85歳以上人口	243人	251人	252人	252人	273人	280人
後期高齢者人口 D	675人	695人	690人	663人	647人	636人
比率 D/A	25.1%	26.5%	26.7%	27%	26.9%	27%
高齢者人口 E	1,149人	1,154人	1,167人	1,148人	1,143人	1,135人
比率 E/A	42.6%	43.9%	45.1%	46.7%	47.5%	48.1%

※令和2年度は12月末日現在（住民基本台帳）

【参考】高齢者世帯の状況（平成27年 国勢調査）

住居の状況	持ち家	公営・都市機構・公社の借家	民営の借家	給与住宅	間借り	住宅以外に住む一般世帯	合計
総世帯数	796	15	7	3	3	4	828
構成比 (%)	96.1	1.8	0.8	0.4	0.4	0.5	100.0
高齢者のいる世帯数	669	7	2	0	1	1	680
構成比 (%)	98.4	1.0	0.3	—	0.15	0.15	100.0

65歳以上の高齢者単身者世帯	高齢者夫婦世帯 (夫65歳以上妻60歳以上の夫婦一組のみの一般世帯)
124	114

2. 介護保険被保険者の状況

(1) 被保険者数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度※
第1号被保険者数	1,161人	1,164人	1,169人	1,155人	1,146人	1,131人
65～74歳	475人	459人	479人	485人	495人	499人
75歳以上	686人	705人	690人	670人	651人	640人
(再掲)外国人被保険者	0人	0人	1人	1人	1人	1人
(再掲)住所地特例被保険者	12人	10人	9人	7人	3人	3人
第2号被保険者数(40～64歳)	855人	818人	778人	727人	702人	688人
計	2,016人	1,982人	1,947人	1,882人	1,848人	1,819人

※令和2年度は12月末現在（介護保険事業報告令和2年12月分）

用語解説

介護保険制度の被保険者とは、次のいずれかに該当する者が対象となります。

○本村の区域内に住所を有する65歳以上の者（以下「第1号被保険者」という）。

○本村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（以下「第2号被保険者」という）。

第1号被保険者は、介護が必要と判断されれば介護サービスが受けられます。また、第1号被保険者の保険料は、給付費の見込みに応じて所得段階別の定額保険料が3年ごとに設定されています。住民税の課税世帯に属する非課税者（本人）が「基準額」を負担するものとして、それより所得の少ない世帯に属する者等は減額し、一方で住民税課税者は基準額より高い保険料を負担することになります。

第2号被保険者は、特定の疾病が原因で介護が必要になった場合に介護サービスが受けられます。介護保険で特定されている疾病は、脳血管疾患・初老期における認知症・骨折を伴う骨粗鬆症・パーキンソン病・関節リウマチなど16疾病となっています。

第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険（国民健康保険、健康保険組合など）の算定方法により計算されます。

住所地特例被保険者とは、A村に住所を有する被保険者が、B町の介護保険施設に入所するためにB町に住所を移した場合、以前住所を有していたA村の介護保険の適用を受ける者をいいます。

また平成30年度から被保険者が障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の被保険者は、障害者支援施設等に入所する前の市町村が保険者となります。

(2) 所得段階別第1号被保険者数の推移

令和3年度から所得段階を区分する要件が変更となりました。

第7期計画期間（平成30年度～令和2年度）の介護保険料の基準額（月額換算6,100円）以上を納めている第5～9段階までの被保険者は3カ年を通して全体の約39%、基準額未滿を納めている第1～4段階までの被保険者は約61%という状況です。

所得段階別第1号被保険者数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第1段階	298人 (25.7%)	265人 (22.8%)	288人 (25.3%)	293人 (25.0%)	272人 (23.7%)	265人 (23.1%)
第2段階	99人 (8.5%)	105人 (9.0%)	96人 (8.1%)	114人 (9.8%)	113人 (9.8%)	120人 (10.5%)
第3段階	54人 (4.7%)	49人 (4.2%)	61人 (4.7%)	60人 (5.1%)	63人 (5.5%)	66人 (5.8%)
第4段階	309人 (26.6%)	302人 (25.9%)	277人 (24.9%)	263人 (22.5%)	236人 (20.5%)	238人 (21.1%)
第5段階	170人 (14.6%)	172人 (14.8%)	164人 (14.3%)	169人 (14.5%)	177人 (15.4%)	163人 (14.2%)
第6段階	128人 (11.0%)	136人 (11.7%)	154人 (11.9%)	144人 (12.3%)	151人 (13.1%)	149人 (13.0%)
第7段階	47人 (4.1%)	50人 (4.3%)	50人 (4.2%)	61人 (5.2%)	69人 (6.0%)	78人 (6.8%)
第8段階	33人 (2.8%)	40人 (3.4%)	37人 (2.8%)	30人 (2.6%)	34人 (3.0%)	41人 (3.6%)
第9段階	23人 (2.0%)	45人 (3.9%)	49人 (3.8%)	34人 (2.9%)	34人 (3.0%)	26人 (2.3%)
計	1,161人	1,164人	1,176人	1,168人	1,149人	1,146人

II 高齢化等の現状

用語解説

所得段階 区分	【上段】第6期：平成27年度から平成29年度 【下段】第7期：平成30年度から令和2年度
第1段階	老齢福祉年金受給者および生活保護受給者等。 住民税世帯非課税者（課税年金収入＋合計所得金額80万円以下）。
	老齢福祉年金受給者および生活保護受給者等。 住民税世帯非課税者（課税年金収入＋合計所得金額80万円以下）。
第2段階	住民税世帯非課税者（課税年金収入＋合計所得金額80万円超120万円以下）。
	住民税世帯非課税者（課税年金収入＋合計所得金額80万円超120万円以下）。
第3段階	住民税世帯非課税者（課税年金収入＋合計所得金額120万円超）。
	住民税世帯非課税者（課税年金収入＋合計所得金額120万円超）。
第4段階	住民税課税世帯で本人非課税者（課税年金収入＋合計所得金額80万円以下）。
	住民税課税世帯で本人非課税者（課税年金収入＋合計所得金額80万円以下）。
第5段階	住民税課税世帯で本人非課税者（課税年金収入＋合計所得金額80万円超）。
	住民税課税世帯で本人非課税者（課税年金収入＋合計所得金額80万円超）。
第6段階	住民税本人課税者（合計所得金額120万円未満）。
	住民税本人課税者（合計所得金額120万円未満）。
第7段階	住民税本人課税者（合計所得金額120万円以上190万円未満）。
	住民税本人課税者（合計所得金額120万円以上200万円未満）。
第8段階	住民税本人課税者（合計所得金額190万円以上280万円未満）。
	住民税本人課税者（合計所得金額200万円以上300万円未満）。
第9段階	住民税本人課税者（合計所得金額280万円以上）。
	住民税本人課税者（合計所得金額300万円以上）。

3. 要介護（支援）認定者数

(1) 被保険者の要介護（要支援）認定者数の推移

第1号被保険者の認定者数は、高齢者人口の約14%で推移しています。

平成28年4月からは総合事業を開始しています。平成30年度中に対象となったのは10名、令和元年度と令和2年度は11名ずつが対象となっています。

第2号被保険者の認定者数については、平成27年度から平成29年度の間には3名が第1号被保険者資格を取得したため減少しています。しかし、令和元年に4人、令和2年に6人と増加傾向にあります。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第1号被保険者	要支援1	15人 (7.5%)	7人 (3.6%)	11人 (4.6%)	3人 (1.9%)	7人 (4.4%)	5人 (3.1%)
	要支援2	19人 (9.5%)	15人 (7.6%)	19人 (7.9%)	9人 (5.8%)	8人 (5.0%)	8人 (5.0%)
	要介護1	43人 (21.5%)	40人 (20.3%)	41人 (17.0%)	21人 (13.6%)	20人 (12.6%)	24人 (14.9%)
	要介護2	41人 (20.5%)	42人 (21.3%)	53人 (22.0%)	36人 (23.4%)	33人 (20.8%)	35人 (21.7%)
	要介護3	16人 (8.0%)	26人 (13.2%)	37人 (15.3%)	29人 (18.8%)	31人 (19.5%)	31人 (19.3%)
	要介護4	38人 (19.0%)	39人 (19.8%)	45人 (18.7%)	34人 (22.1%)	33人 (20.8%)	31人 (19.3%)
	要介護5	28人 (14.0%)	28人 (14.2%)	35人 (14.5%)	22人 (14.3%)	27人 (17.0%)	27人 (16.8%)
	計	200人	197人	241人	154人	159人	161人
	認定率	17.2%	16.9%	20.6%	13.2%	13.8%	14.9%
第2号被保険者	要支援1	2人 (40.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
	要支援2	1人 (20.0%)	1人 (50.0%)	1人 (50.0%)	1人 (50.0%)	2人 (50.0%)	2人 (33.3%)
	要介護1	1人 (20.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
	要介護2	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	1人 (16.7%)
	要介護3	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	1人 (16.7%)
	要介護4	1人 (20.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
	要介護5	0人 (0.0%)	1人 (50.0%)	1人 (50.0%)	1人 (50.0%)	2人 (50.0%)	2人 (33.3%)
	計	5人	2人	2人	2人	4人	6人
	認定率	0.6%	0.2%	0.3%	0.3%	0.6%	0.9%

III

サービス提供の現状と課題

1. 第7期介護保険事業計画に係る介護サービス等の実績

(1) 介護・介護予防サービスの実績

(1月あたり)

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
在宅サービス利用者数	235 人	169 人	246 人	158 人	262 人	163 人
居宅サービス	224 人	165 人	235 人	154 人	251 人	159 人
介護予防サービス	11 人	4 人	11 人	4 人	11 人	4 人
居住系サービス利用者数	18 人	23 人	18 人	19 人	21 人	18 人
地域密着型サービス	17 人	23 人	17 人	19 人	20 人	20 人
地域密着型介護予防サービス	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人
居宅介護支援	101 人	80 人	102 人	73 人	102 人	77 人
介護予防支援	4 人	3 人	4 人	3 人	4 人	6 人
施設サービス利用者数 (カッコ) 内地域密着型介護老人福祉施設利用者数	53 人 (1人)	73 人 (1人)	53 人 (1人)	65 人 (1人)	55 人 (1人)	52 人 (0人)
うち要介護4・5利用者数	35 人	44 人	35 人	46 人	37 人	37 人
うち要介護4・5の割合	66.04%	60.27%	66.04%	70.77%	67.27%	71.15%

【現状と評価】

在宅サービスの利用者は、年々減少し、目標の60～70%にとどまっています。居住系サービスは目標人数をやや上回っているものの横ばい状態にあります。それに比べ施設サービス利用者は目標を20～30%上回り、その内訳は要介護4、5の重度の利用者数の割合が60～70%を占めています。要介護度の重度化が在宅介護を困難な状況にしています。

【課 題】

居住系サービス、施設サービスの利用者の増加は、介護財政を大きく引き上げる要因になります。施設サービスに移行しないために介護度が維持できるよう適切なサービスの提供、及び介護者の負担軽減を図るための支援を強化していくことが必要です。

Ⅲ サービス提供の現状と課題

(2) 介護給付サービス*

※要介護1～要介護5の認定者を対象に提供されるサービスです。

① 居宅サービス

①-1 訪問サービス

ア. 訪問介護

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
のべ利用者数	288人/年	299人/年	324人/年	317人/年	360人/年	313人/年
のべ利用回数	13,418回/年	14,279回/年	15,095回/年	12,916回/年	16,772回/年	12,166回/年

【現状と評価】

近隣市町村の有料老人ホーム等に入居し、頻回に訪問介護を利用する認定者が増加していますが、全体の利用者数は減少しています。

【課 題】

独居や高齢夫婦世帯の増加に伴い、早期から適正な利用を促し重度化を予防していく必要があります。

イ. 訪問入浴介護

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
のべ利用者数	72人/年	84人/年	84人/年	54人/年	84人/年	49人/年
のべ利用回数	402回/年	603回/年	469回/年	499回/年	469回/年	307回/年

【現状と評価】

重度の要介護者の施設サービス利用増加に伴い、年々減少しています。1人につき、月2～3回の利用となっています。

【課 題】

通所サービスを受けることが難しい介護度が重度の認定者に対し、身体の清潔保持のためにサービスの利用を継続できるよう、サービス提供体制の確保が必要です。

ウ. 訪問看護

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
のべ利用者数	1684人/年	152人/年	192人/年	110人/年	216人/年	92人/年
のべ利用回数	1,075回/年	2,023回/年	1,229回/年	1,422回/年	1,382回/年	1,425回/年

【現状と評価】

介護度が重度の認定者の利用が多くなっています。在宅の利用者のほか、有料老人ホーム等の利用者が毎日利用している状況です。

利用者の人数は大きく減少していますが、頻回に利用している認定者が多い状況です。

【課 題】

医療依存度の高い認定者が安心して在宅で療養生活を送れるよう、適切にサービスを提供していく必要があります。また、有料老人ホーム等入居者の適正な利用がされるよう、ケアプラン等で管理していく必要があります。

エ. 訪問リハビリテーション

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
のべ利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	7人/年	0人/年	0人/年
のべ利用回数	0回/年	0回/年	0回/年	86回/年	0回/年	0回/年

【現状と評価】

令和元年度に有料老人ホーム利用の1人が7か月間利用した他、実績はありませんでした。

オ. 居宅療養管理指導

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
のべ利用者数	192人/年	144人/年	192人/年	144人/年	204人/年	106人/年

【現状と評価】

利用者は減少していますが、介護度が重度の認定者の利用が多い状況です。

【課 題】

担当ケアマネジャーが認定者の通院の可否を把握し、在宅での療養生活を安心してできるようにサービスが提供されるよう、管理していく必要があります。

①-2 通所サービス

ア. 通所介護（デイサービス）

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
のべ利用者数	912人/年	672人/年	972人/年	665人/年	1,020人/年	700人/年
のべ利用回数	7,478回/年	6,388回/年	7,972回/年	7,037回/年	8,364回/年	7,747回/年

【現状と評価】

利用人数、回数ともに増加しています。入浴の介助や身体機能の訓練を受けるため、特に要介護1～要介護3までの軽・中度の認定者が頻回に利用している傾向があります。

【課 題】

利用者が現状の生活機能を維持・改善できるよう、また継続した利用意欲向上につながるよう、多様なサービス内容の提供が必要です。

イ. 通所リハビリテーション（デイケア）

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
のべ利用者数	48人/年	27人/年	48人/年	21人/年	48人/年	28人/年
のべ利用回数	384回/年	322回/年	384回/年	353回/年	384回/年	398回/年

【現状と評価】

利用者のほとんどが、村外の有料老人ホームに入居し、サービスを利用しています。

【課 題】

デイケアの利用希望者が利用しやすい体制を整備するため、入所施設の近隣市町村を含めたサービス提供事業所の情報提供を行っていく必要があります。

Ⅲ サービス提供の現状と課題

①-3 短期入所サービス

ア. 短期入所生活介護（特別養護老人ホームのショートステイ）

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
のべ利用者数	120 人/年	76 人/年	120 人/年	60 人/年	144 人/年	38 人/年
のべ利用回数	1,260 日/年	588 日/年	1,260 日/年	493 日/年	1,512 日/年	284 日/年

【現状と評価】

1か月に28日程度のショートステイを継続して利用している利用者が一部に見受けられません。その他は1人あたり平均一月に10日前後の利用となっています。

【課 題】

介護保険財政の圧迫につながるため、長期にわたる短期入所利用者がいないよう、短期入所の適切な利用を促していく必要があります。

イ. 短期入所療養介護（老人保健施設等のショートステイ）

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
のべ利用者数	192 人/年	95 人/年	192 人/年	70 人/年	204 人/年	28 人/年
のべ利用回数	1,229 日/年	1,129 日/年	1,229 日/年	727 日/年	1,306 日/年	399 日/年

【現状と評価】

1人あたり一月10日前後利用しています。利用者の施設入所や死亡により利用者数は減少しています。

【課 題】

村内に事業所があるため、利便性が高いものの、1事業所ではすべての希望者に対応することは不可能なため、事業所に利用の意向をできるだけ早く伝える必要があること、他の利用可能な事業所の情報提供をするなど、家族、認定者本人に理解していただき、効果的な利用を図る必要があります。

①-4 福祉用具・住宅改修サービス

ア. 福祉用具貸与

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
のべ利用者数	672 人/年	598 人/年	672 人/年	591 人/年	708 人/年	558 人/年

【現状と評価】

利用者は減少傾向にあります。利用の内訳ではベッド・車椅子・歩行補助用具の貸与が多い傾向にあります。

【課 題】

認定者の自立した生活の維持と家族の介護負担の軽減のために利用するサービスであるため、担当ケアマネージャーが認定者の身体状況を確認し、福祉用具貸与が効果的に活用されることが必要です。

イ. 福祉用具購入

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
のべ利用者数	5人/年	1人/年	5人/年	1人/年	5人/年	3人/年

【現状と評価】

利用者のうち入浴補助用具の購入が3件、ポータブルトイレの購入が2件となっています。
介護保険給付の適正化の観点から、購入された用具が適正に利用されるよう、担当者が居宅を訪問し、福祉用具の使用状況の確認を行っています。5件すべて適正に利用されています。

【課 題】

在宅で自立した生活を送るために、福祉用具が効果的に使用されるよう、事前協議と自宅を訪問しての使用状況の確認を継続していく必要があります。

ウ. 住宅改修

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
のべ利用者数	3人/年	0人/年	3人/年	0人/年	3人/年	0人/年

【現状と評価】

利用実績はありません。

【課 題】

希望があった際には協議し、支援していきます。

①-5 その他のサービス

ア. 特定施設入居者生活介護

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
のべ利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
実利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【現状と評価】

介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等が提供するサービスですが、利用実績はありません。

イ. 居宅介護支援

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
のべ利用者数	1,212人/年	956人/年	1,224人/年	872人/年	1,224人/年	925人/年

【現状と評価】

目標に対して、実績は少なくなっています。現在、認定者のケアプランは、14事業所、19人のケアマネジャーにより作成されており、広域の利用にも対応できている状況です。

【課 題】

認定者の生活の質の向上のため、認定者・家族の意向を考慮したサービス計画書となっているかの点検を行い、介護給付の適正化に取り組む必要があります。

Ⅲ サービス提供の現状と課題

② 地域密着型サービス

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
夜間対応型訪問介護 のべ利用人数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
認知症対応型通所介護 のべ利用人数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
小規模多機能型居宅介護 のべ利用人数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
認知症対応型共同生活介護 のべ利用人数 実利用人数	204人/年 17人	194人/年 23人/年	204人/年 17人	212人/年 19人/年	240人/年 20人	240人/年 20人/年
地域密着型特定施設 入居者生活介護 のべ利用人数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護 のべ利用人数	12人/年	0人/年	12人/年	1人/年	12人/年	0人/年
複合型サービス のべ利用人数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年

【現状と評価】

地域密着型サービスで指定している事業所は現在村内に2事業所あります。

認知症対応型共同生活介護の入居については本村の被保険者が優先であり、短い待機で入居することができている状況です。他市町村の被保険者に入居希望がある場合には協議により受け入れを行っています。ただし、計画値よりは入居者が上回っている状況です。

地域密着型介護老人福祉施設は令和元年度1人の利用がありましたが、現在の利用はありません。

【課 題】

今後も本村の入居希望者がスムーズに入居できるよう、事業者と適宜連絡調整を図っていきます。また認知症による認定者の増加をふまえ、認知症への対応を家族・地域が適切に行っていくよう支援していく必要があります。

ア. 地域密着型サービスの利用定員総数 ※地域密着型介護（予防）サービス

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)						
村内事業所数	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所
利用定員数合計	27人	27人	27人	27人	27人	27人

【現状と評価】

グループホームは村内に2カ所の事業所を指定（許可）しています。

利用希望者が27人の定員を超えない現状にあるので、事業所の新規指定は行っておりません。

③ 施設サービス

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
介護老人福祉施設 のべ利用人数 実利用人数	216 人/年 18 人/年	194 人/年 24 人/年	216 人/年 18 人/年	186 人/年 19 人/年	228 人/年 19 人/年	162 人/年 21 人/年
介護老人保健施設 のべ利用人数 実利用人数	360 人/年 30 人/年	391 人/年 45 人/年	360 人/年 30 人/年	306 人/年 41 人/年	372 人/年 31 人/年	385 人/年 48 人/年
介護療養型医療施設 のべ利用人数 実利用人数	48 人/年 4 人/年	35 人/年 4 人/年	48 人/年 4 人/年	52 人/年 5 人/年	48 人/年 4 人/年	71 人/年 8 人/年

【現状と評価】

介護老人福祉施設・介護療養型医療施設は介護度4以上の重度の認定者の利用が60～70%となっており、増加しています。また認定者全体の重度化に伴い、施設の入所者は全体的に増加しています。

介護老人福祉施設については、入所できるまでに、待機時間を要するケースが多くなっています。また、介護老人保健施設は、要介護1から入所できる点、村内に事業所がある点で入所しやすい傾向にあります。介護療養型医療施設について、増加傾向にあります。

【課 題】

施設サービスが適切に利用されるよう相談支援体制を強化するとともに、居宅サービスの活用により、認定者本人の望む在宅での生活をできるだけ長く過ごせるよう支援する必要があります。

Ⅲ サービス提供の現状と課題

(3) 介護予防給付サービス*

※要支援1、要支援2の認定者を対象に提供されるサービスです。

① 居宅サービス

介護予防給付の訪問・通所系サービスは、介護予防・日常生活支援総合事業への転換や過去の利用実績がないこと、要支援1、要支援2認定者は比較的に身体機能が自立していることから、利用を見込んでいないサービスが多くなっています。

①-1 訪問サービス

ア. 介護予防訪問介護

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
のべ利用人数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年

【現状と評価】

平成28年度から総合事業へ移行したため、利用実績はありません。

イ. 介護予防訪問入浴介護

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
のべ利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
のべ利用回数	0回/年	0回/年	0回/年	0回/年	0回/年	0回/年

【現状と評価】

利用実績はありません。

【課 題】

生活機能が自立している軽度の認定者は清潔の保持のみならず、外出の機会を増加し社会参加を促すためにも総合事業のサービス利用を進めていくことが必要です。可能な限り総合事業によるサービスを利用してもらい、外出の機会をつくりながら清潔保持に努めていく必要があります。

ウ. 介護予防訪問看護

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
のべ利用者数	12人/年	0人/年	12人/年	0人/年	12人/年	0人/年

【現状と評価】

利用実績はありません。

エ. 介護予防訪問リハビリテーション

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
のべ利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年

【現状と評価】

利用実績はありません。

オ. 介護予防居宅療養管理指導

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
のべ利用者数	24人/年	12人/年	24人/年	17人/年	24人/年	24人/年

【現状と評価】

平成30年度から1人～2人の利用実績があります。具体的状況では、要介護状態の同居家族とともに在宅で診療を受けているケースや有料老人ホーム等で訪問診療を受けているケースなどです。

【課 題】

介護予防サービス計画担当者が、身体や家族状況などにより認定者の通院の可否を把握し、利用計画を立てる必要があります。

①-2 通所サービス

ア. 介護予防通所介護（デイサービス）

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
のべ利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年

【現状と評価】

総合事業へ移行したため、利用実績はありません。

イ. 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
のべ利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年

【現状と評価】

利用実績はありません。村内のサービス提供事業所が休止状態となっています。

【課 題】

希望があった場合利用できるよう、サービス提供事業所の情報提供を行っていく必要があります。

①-3 短期入所サービス

ア. 介護予防短期入所生活介護（特別養護老人ホームのショートステイ）

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
のべ利用者数	12人/年	0人/年	12人/年	0人/年	12人/年	0人/年
のべ利用日数	36日/年	0日/年	36日/年	0日/年	36日/年	0日/年

【現状と評価】

利用実績はありません。

【課 題】

介護する家族の入院等による緊急利用となる場合に速やかに支援できるよう、空床状況の把握を常に行っていく必要があります。

Ⅲ サービス提供の現状と課題

イ. 介護予防短期入所療養介護（老人保健施設等のショートステイ）

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
のべ利用者数	12人/年	0人/年	12人/年	1人/年	12人/年	0人/年
のべ利用日数	36日/年	0日/年	36日/年	2日/年	36日/年	0日/年

【現状と評価】

利用実績は令和元年度に1人の利用がありました。介護する家族の就労に伴う不在を補うためでした。

【課 題】

緊急利用に備え、空床状況の把握を常に行っていく必要があります。

①-4 福祉用具・住宅改修サービス

ア. 介護予防福祉用具貸与

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
のべ利用者数	48人/年	28人/年	48人/年	24人/年	48人/年	17人/年

【現状と評価】

実人数は減少傾向にあります。歩行器の貸与が90%以上を占めています。

【課 題】

福祉用具貸与が効果的に活用され、自立した生活を維持できるように、介護予防サービス計画作成担当者が認定者の身体状況を確認していく必要があります。

イ. 介護予防福祉用具購入

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
のべ利用者数	3人/年	1人/年	3人/年	0人/年	3人/年	0人/年

【現状と評価】

平成30年度にポータブルトイレの購入が1件ありました。
介護給付適正化の観点から担当者が居宅を訪問し、福祉用具の必要の有無や使用状況を確認しています。

【課 題】

利用者の自立のために福祉用具が効果的に使用されるように、自宅を訪問して使用状況の確認を継続していく必要があります。

ウ. 介護予防住宅改修

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
のべ利用者数	2人/年	0人/年	2人/年	0人/年	2人/年	2人/年

【現状と評価】

手すりの取付工事が2件ありました。
介護保険給付の適正化の観点から担当者が自宅を訪問し、住宅改修が自立のために効果的なものとなっているか確認を行っています。

【課 題】

認定者の自立のために住宅改修が効果的に行われるよう、自宅を訪問しての改修状況の確認を維持していく必要があります。

①-5 その他のサービス

ア. 介護予防特定施設入居者生活介護

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
のべ利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年

【現状と評価】

介護予防特定施設入居者生活介護の利用実績はありません。

イ. 介護予防支援

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
のべ利用者数	48人/年	30人/年	48人/年	28人/年	48人/年	26人/年

【現状と評価】

福祉用具貸与や訪問看護等の介護予防サービスを利用する認定者が、ケアプラン（介護予防支援計画書）を作成してもらうものとなっています。

総合事業の開始に伴い、利用実績は減少しています。現在は福祉用具貸与利用の2人となっています。村内の認定者のケアプランは1事業所、3名の計画作成担当者により作成されている状況です。

【課 題】

認定者の状態の維持や向上を目指し、認定者・家族の意向を考慮したサービス計画書の作成となるよう継続して取り組んでいく必要があります。

② 地域密着型介護予防給付サービスの提供見込み

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
介護予防認知症対応型 通所介護 のべ利用人数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
介護予防小規模多機能型 居宅介護 のべ利用人数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
介護予防認知症対応型 共同生活介護 のべ利用人数	12人/年	0人/年	12人/年	0人/年	12人/年	0人/年
実利用人数	1人	0人	1人	0人	1人	0人

【現状と評価】

利用実績はありません。

介護予防認知症対応型通所介護と、介護予防小規模多機能型居宅介護支援事業所の指定事業者はありません。

Ⅲ サービス提供の現状と課題

(4) 介護・介護予防給付サービスに係る保険給付費の状況

① 介護給付に係る保険給付費

(円)

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
居宅サービス	180,092,000	138,433,866	192,018,000	128,908,947	204,134,000	132,844,758
訪問介護	43,103,000	35,185,626	47,920,000	34,034,111	52,716,000	32,981,282
訪問入浴介護	3,303,000	6,451,659	4,157,000	3,933,855	4,260,000	3,322,374
訪問看護	6,745,000	8,183,106	7,890,000	5,073,120	8,817,000	4,991,823
訪問リハビリテーション	0	0	0	248,292	0	0
居宅療養管理指導	1,371,000	692,397	1,371,000	652,833	1,494,000	566,091
通所介護	71,225,000	49,281,849	76,275,000	52,534,350	80,318,000	59,980,689
通所リハビリテーション	3,182,000	1,647,585	3,183,000	1,597,221	3,183,000	2,699,952
短期入所生活介護	8,030,000	4,270,221	8,034,000	3,263,022	9,003,000	2,405,375
短期入所療養介護	12,873,000	8,311,833	12,879,000	5,326,272	13,689,000	3,274,992
特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	10,049,000	9,008,190	9,966,000	7,987,361	10,346,000	7,605,417
福祉用具購入	240,000		240,000	58,320	240,000	55,800
住宅改修	900,000		900,000	0	900,000	0
居宅介護支援	19,071,000	15,401,400	19,203,000	14,200,190	19,168,000	14,960,963
地域密着型サービス	48,040,000	51,271,110	48,237,000	55,759,500	56,592,000	61,326,806
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	44,913,000	48,063,195	45,109,000	55,581,156	53,464,000	61,326,806
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3,127,000	3,207,915	3,128,000	178,344	3,128,000	0
複合型サービス	0	0	0	0	0	0
介護保険施設サービス	166,703,000	152,379,396	166,778,000	151,972,659	173,142,000	177,983,741
介護老人福祉施設	56,448,000	46,540,530	56,473,000	50,702,094	59,653,000	44,932,795
介護老人保健施設	94,726,000	93,644,622	94,769,000	83,762,658	98,366,000	111,542,659
介護医療院						0
介護療養型医療施設	15,529,000	12,194,244	15,536,000	17,507,907	15,123,000	21,508,286
介護給付費計	394,835,000	342,084,372	407,033,000	336,641,106	433,868,000	372,155,305

【参 考】

過去の介護給付費額の実績は、平成27年度341,151,005円、平成28年度354,047,413円、平成29年度395,276,459円。

② 介護予防給付に係る保険給付費

(円)

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
介護予防サービス	2,146,000	432,767	2,147,000	254,166	2,147,000	625,696
介護予防訪問介護		21,510				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	315,000	0	315,000	0	315,000	0
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	105,000	46,791	105,000	64,107	105,000	95,310
介護予防通所介護						0
介護予防通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	240,000	0	240,000	0	240,000	0
介護予防短期入所療養介護	280,000	123,786	280,000	12,249	280,000	0
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	169,000	84,600	169,000	70,200	169,000	46,440
介護予防福祉用具購入	110,000	19,780	110,000	0	110,000	0
介護予防住宅改修	720,000	0	720,000	0	720,000	359,946
介護予防支援	207,000	136,300	208,000	107,610	208,000	124,000
地域密着型介護予防サービス	3,244,000	0	3,245,000	0	3,245,000	0
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	3,244,000	0	3,245,000	0	3,245,000	0
介護予防給付費計	5,390,000	432,767	5,392,000	254,166	5,392,000	625,696

【参 考】

過去の介護予防給付費額の実績は、平成27年度14,755,046円、平成28年度1,791,217円、平成29年度892,540円。

Ⅲ サービス提供の現状と課題

③ 介護給付等に係る総給付費

(円)

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実績見込み
居宅サービス	180,092,000	138,433,866	192,018,000	128,908,947	204,134,000	132,844,758
地域密着型サービス	48,040,000	51,271,110	48,237,000	55,759,500	56,592,000	61,326,806
介護保険施設サービス	166,703,000	152,379,396	166,778,000	151,972,659	173,142,000	177,983,741
介護給付費計	394,835,000	342,084,372	407,033,000	336,641,106	433,868,000	372,155,305
介護予防サービス	2,146,000	432,767	2,147,000	254,166	2,147,000	625,696
地域密着型介護予防サービス	3,244,000	0	3,245,000	0	3,245,000	0
介護予防給付費計	5,390,000	432,767	5,392,000	254,166	5,392,000	625,696
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	△ 91,000		△ 146,000		△ 156,000	
消費税等の見直しを勘案した影響額	0		4,949,000		10,542,000	
介護・介護予防給付費計	400,134,000	342,517,139	417,228,000	336,895,272	449,646,000	372,781,001
特定入所者介護（支援）サービス費 ¹⁾	24,000,000	19,181,420	24,000,000	17,803,919	25,000,000	18,302,472
高額介護サービス費等 ²⁾	10,400,000	10,237,086	10,400,000	9,893,957	10,650,000	11,638,345
審査支払手数料 ³⁾	360,000	280,095	360,000	263,126	384,000	264,499
保険給付費計	434,894,000	372,215,740	451,988,000	364,856,274	485,680,000	402,986,317
地域支援事業費	25,656,000	20,759,687	26,345,000	23,446,761	27,247,000	25,000,000
財政安定化基金拠出金 ⁴⁾	0	0	0	0	0	0
財政安定化基金貸付金償還金	0	0	0	0	0	0
総給付費	460,550,000	392,975,427	478,333,000	388,303,035	512,927,000	427,986,317

- 1) 食費や居住費が保険給付の対象外となったことに伴う低所得者対策費用分。
- 2) 所得状況に応じて、一定額以上の介護保険サービス費用負担者への還付金。
- 3) 介護保険事業者からの請求内容を審査する国民健康保険団体連合会への手数料。（1件71円）
- 4) 各市町村の介護保険財政が赤字になった場合、貸付金として借りられるように県の基金への拠出金。

【現状と評価】

総給付費は各年度において目標を下回っています。現時点において、地域密着型サービス、介護保険施設サービスの利用が目標に比べて上回っていますが、ほかの全てのサービスで目標を下回っていることにより、本村の介護保険財政は黒字となっています。ただし、施設サービスを1人利用することにより、多額の保険給付を要するため、現時点の見込みが大幅に変わる可能性があります。

【課 題】

介護保険はすべての被保険者が利用する権利を持っていると共に、多くの被保険者の保険料で成り立っています。そのことを理解していただくため、本村では個々に介護保険サービスの利用希望者の相談を受け付け、真に介護保険サービスが必要な方に対して要介護認定の申請を勧め、介護保険サービスの利用を支援していくという体制を構築しています。その体制を継続し、適切な介護保険サービスの利用を支援していく必要があります。

また、介護保険サービスを利用していない高齢者には、介護予防教室に積極的に参加するよう促し、現在の生活機能を維持し、質の高い生活を継続していけるよう支援していく必要があります。

2. 地域支援事業の充実

地域支援事業について

区 分	事 業 内 容
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	
① 介護予防・生活支援サービス事業	
ア. 訪問型サービス（第1号訪問事業）	指定事業所による訪問介護、民間事業所等による生活支援サービス、専門職等による訪問支援
イ. 通所型サービス（第1号通所事業）	指定事業所による通所介護、民間事業所等によるミニデイサービス等、包括支援センターによる通所型事業
ウ. 生活支援サービス（第1号生活支援事業）	配食、見守り等
エ. 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）	地域包括支援センターによるケアマネジメント支援
オ. 審査支払手数料	国保連請求審査支払手数料
カ. 高額介護予防サービス等費相当事業	高額介護予防サービス費、高額医療合算介護予防サービス費相当額支給事業
② 一般介護予防事業	
ア. 介護予防事業対象者の把握事業	何らかの支援を要する者の把握
イ. 介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
ウ. 地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
エ. 一般介護予防事業評価事業	目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防の事業評価を行う
オ. 地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防を機能強化するため、リハビリ専門職の関与の促進
(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	
① 地域包括支援センターの運営	
ア. 総合相談支援業務	相談を受け付け、必要な機関へつなげる支援を行う。また関係機関とのネットワークの構築を図る
イ. 権利擁護業務	高齢者の権利擁護のため必要な支援を行う
ウ. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援

Ⅲ サービス提供の現状と課題

② 任意事業	
ア. 介護給付等費用適正化事業	
i) 要介護認定の適正化	適正かつ公平な要介護認定の確保を図る
ii) ケアプラン点検	個々の受給者の状態に合ったサービスが提供されるよう、適切なケアマネジメントが行われているかを確認する
iii) 住宅改修の点検・福祉用具購入の点検	受給者の状態に合った住宅改修や福祉用具が提供されるよう点検や確認を行う
iv) 医療情報との突合・縦覧点検	請求内容の誤等を早期に発見し適切な処置を行う
v) 介護給付費通知	自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果をあげる
イ. 家族介護支援事業	
i) 家族介護教室	家族等に対し、適切な介護知識や技術を提供
ii) 認知症高齢者見守り事業	地域における認知症高齢者の見守り体制の構築
iii) 家族介護継続支援事業	家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するための事業
iv) ジュニア福祉講座	児童生徒に対し、介護に関する知識を普及する
ウ. その他事業	
i) 成年後見制度利用支援事業	低所得高齢者の成年後見制度の申立てに要する経費の助成等
ii) 認知症サポーター等養成事業	キャラバンメイトと連携し、認知症サポーターを養成する
(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）	
① 在宅医療・介護連携推進事業	地域の医師会等と連携し、在宅生活の継続を支援する
② 生活支援体制整備事業	地域資源と利用者をつなぐ体制整備
③ 認知症総合支援事業	
ア. 認知症初期集中支援推進事業	認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する
イ. 認知症地域支援・ケア向上事業	認知症ケアの向上を図るための取組を推進する
④ 地域ケア会議の推進事業	地域の課題を関係者間で共有し、課題解決へ向け検討・調整を行う

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防・生活支援サービス事業

ア. 訪問型サービス (第1号訪問事業)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績見込み
訪問型独自サービス …現行の訪問介護	5人	4人	6人	1人	7人	2人
訪問型サービスA …緩和した基準によるサービス	2人	0人	2人	0人	2人	1人
訪問型サービスB …住民主体による支援	—		—		—	
訪問型サービスC …短期集中予防サービス	3人	2人	3人	2人	4人	0人
訪問型サービスD …移動支援等	—		—		—	

【現状と評価】

服薬管理や入浴介助などを必要とする方は訪問型独自サービスを、ごみ捨てや掃除などの支援を必要とする方は訪問型サービスAを利用しています。また訪問型サービスCは、通所型サービスC対象者のうち運動器の水中運動を拒否した方が利用している傾向がほとんどでした。

【課題】

今後、近隣住民の高齢化や人口減少によって訪問型サービスBの構築が必要となっていくと考えられます。また訪問型サービスDについては、村民から村外への通院や買い物に対しての要望が多く、村営バスや公共交通機関との連携を図りながら、事業実施主体を含めて検討していくことが急務だと考えられます。

イ. 通所型サービス (第1号通所事業)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績見込み
通所型独自サービス …現行の通所介護	20人	21人	22人	15人	24人	23人
通所型サービスA …緩和した基準によるサービス	6人	5人	7人	6人	9人	4人
通所型サービスB …住民主体によるサービス	—		—		—	
通所型サービスC …短期集中予防サービス	5人	3人	9人	1人	12人	11人

Ⅲ サービス提供の現状と課題

【現状と評価】

通所型独自サービスと通所型サービスAをデイサービスしんごう内で、同時刻に一体的に実施しています。サービスAの利用前に自立支援のために必要以上に支援しないことを対象者や家族に説明しても、いざ利用となると「どうして自分だけが介助してもらえないのか」などと支援を希望する声や、時間の都合上、事業所スタッフが過剰に支援している場面が多く、サービス提供種類の変更や介護認定へと移行する利用者がいます。

また、通所型サービスCは運動器の水中運動がネックとなり、利用を躊躇する傾向があります。

【課題】

利用者自身の自立を促すため、通所型独自サービスと通所型サービスAの提供を分けて行う必要性があり、その実現に向け事業所等と再検討していきます。また利用者や家族へサービス利用が「自身の自立支援」であることを繰り返し説明し、理解を求めていく必要があると考えられます。

通所型サービスCについては、参加者増加に向けて運動器・栄養器・口腔器の必須支援項目を網羅しながら、水中運動を通常の筋力トレーニング運動等への切替など、参加しやすい内容へと検討していく必要があります。

ウ. 生活支援サービス（第1号生活支援事業）

【現状と評価】

民生委員のうち4地区の代表に2層生活支援コーディネーターを委嘱し、そのまとめ役として内1名を1層生活支援コーディネーターとして設置していたが、民生委員退任により2名が変更となり、1層生活支援コーディネーターも緊急的に包括職員へ変更しました。

【課題】

生活支援コーディネーターの役割として、地域住民の意見を包括や行政に届け、協同していくことが望まれていることから、1層コーディネーターの在り方から再度検討していく必要があります。

エ. 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績見込み
支援認定者	実24人	実20人	実28人	実17人	実29人	実10人
総合事業認定者	実4人	実13人	実4人	実15人	実5人	実18人
サービスC利用者	実8人	実5人	実12人	実3人	実16人	実11人

【現状と評価】

要支援認定者・総合事業認定者を含めて、毎月平均30名前後のケアマネジメントを包括支援センターが全数行っています。計画値より要支援認定者が減り事業対象者が増えた理由として、通所型や訪問型サービスの利用が必要な方が、基本チェックリストで「事業対象者」となるレベルで相談に繋がり、早期に介入できていると考えられます。

【課題】

包括の専門職が相談段階で聞き取りや状態確認することで、要支援認定か基本チェックリストかを振り分け、不要な要支援認定調査費を削減できています。しかし、専門職だけが相談を受付けているため慢性的なマンパワー不足となっています。速やかな相談対応が可能となるよう、相談表の作成や聞き取り対応に関するマニュアル整備などの体制を整える必要があります。

オ. 審査支払手数料（71円／1件）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績見込み
審査支払手数料	28,116円	21,300円	31,524円	19,596円	32,376円	17,253円
延べ件数	396人	301人	444人	276人	456人	243人

カ. 高額介護予防サービス等費相当事業

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績見込み
高額介護予防サービス費相当事業	0人	2人	0人	1人	0人	0人
高額医療合算介護予防サービス費相当事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人

② 一般介護予防事業

ア. 介護予防把握事業

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績見込み
基本チェックリスト提出者 (回収率)	800人 (80%)	809人 (69%)	814人 (80%)	598人 (61%)	830人 (80%)	738人 (75%)
訪問型サービスC事業対象者	—	100人	—	104人	—	93人
通所型サービスC事業対象者	—	227人	—	203人	—	167人
うち事業参加者	8人	6人	12人	3人	16人	11人

【現状と評価】

毎年4月に介護相談協力員（保健協力員兼務）を通して65歳以上で要介護認定の認定を受けていない方を対象に基本チェックリストを配布し、5月の結核検診時に回収しています。提出していただいた全数に結果を通知し、うち訪問型サービスC・通所型サービスC・事業対象者へは事業参加へのチラシを同封し、特にリスクの高い方には個別訪問し、介護予防事業への参加を促しています。しかし、対象者のほとんどは「今はまだ必要ない」または「水中運動はハードルが高い」との理由で事業参加に至らないのが現状です。

Ⅲ サービス提供の現状と課題

【課題】

対象者や家族が「まだ元気なうちから介護予防に取り組む大切さ」を理解していない可能性が高く、予防事業への関心も低いことが原因の一つではないかと考えられるため、機会を捉えて住民へ繰り返し周知していく必要があります。

イ. 介護予防普及啓発事業

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績見込み
広報誌の発行 (支援センターだより)	3回	3回	3回	3回	3回	3回

【現状と評価】

計画通り発行しています。発行月によって、基本チェックリスト提出の依頼や介護予防教室参加の重要性、認知症や権利擁護・コロナウイルス感染対策関連など、時事に合った内容となるよう考慮しています。

【課題】

読者の感想を聞きながら、より読みやすい紙面づくりに努めていきます。

ウ. 地域介護予防活動支援事業

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績見込み
認知症・うつ・閉じこもり予防教室 「はればれ教室」	1クール	6回	1クール	3回	1クール	8回
地域活動組織の育成・支援 「お元気くらぶ」	23会場	23会場	23会場	23会場	23会場	21会場
もの忘れ検診	50人 (新規10人)	57人	60人 (新規10人)	23人	70人 (新規10人)	0人
みんな来(こっ)サロン	4か所	1会場	4か所	1会場	4か所	1会場
筋トレフォローアップ教室	月2回 通年24回	24回 174人	月2回 通年24回	22回 131人	月2回 通年24回	19回 69人
はればれフォローアップ教室	月1回 通年12回	12回 181人	月1回 通年12回	11回 114人	月1回 通年12回	10回 108人
口腔機能向上フォロー教室	1回	1回 19人	1回	1回 10人	1回	1回 8人

【現状と評価】

「はればれ教室」は、参加者の都合により教室が中断しがちなため、令和2年度は通所型サービスCと一体的に開催し、参加者同士の交流と意欲向上が図れるようにしました。

「お元気くらぶ」は、毎年度23会場で開催していますが、常会によっては参加者の高齢化で廃止した会場もありました。内容が物作りに偏りがちで、対応するスタッフ不足が慢性的であったため、サポーター制度を採用し「住民主体の教室」へと移行しつつあります。

「ものわすれ検診」は、これまでパソコンを使用した「もの忘れ診断プログラム」により行っていましたが、検査自体に時間がかかることやタッチパネルの操作が難しいなどの理由から令和2年度は試験的に聞き取りによる調査を行いました。

「みんな来サロン」は、小中学校が夏休みの時期に開催していましたが、4地区で開催すると参加できる子ども自体が居ないため、1か所で開催しています。教育委員会を通して子どもたちへ教室開催の周知をしていますが、児童の参加者は少ないのが現状です。

「筋トレフォローアップ教室」は、ロコミからの利用が多いが、通所型サービスC卒業者からの移行は少ない状況です。

「はればれフォローアップ教室」は、参加者の減少や高齢化に伴い、事業内容の再検討が必要となってきています。また「口腔機能向上フォロー教室」は、通所型サービスCと共催することで参加者を確保しています。

【課題】

「はればれ教室」は認知症予防の事業であり、運動機能・口腔機能・栄養状態の維持向上を目的とした「通所型サービスC」との関連があるため、一体的に実施することで参加者を確保し、事業の効率化を図る必要があります。また、卒業者へはフォローアップとして「はればれフォローアップ教室」を月1回開催していましたが、「参加者自身が活動を考えて、自主的に教室運営をしていく」ことが「認知症カフェ」の趣旨と重複することから、教室の運営方法について検討していく必要があります。

「お元氣くらぶ」は「住民主体の活動」となるよう、内容の再構築やサポーター制度の活用を進めていきます。

「もの忘れ検診」は、認知症に関する相談が総合相談事業内で受付られること、タッチパネルを利用した認知症判定と対象者の状況との整合性の不一致や、認知症施策として行うことが合理的であることから認知症施策へと再編していくこと、また現状を踏まえて住民へ「認知症に関する周知」を行う必要があります。

「みんな来サロン」は、世代間交流を目的として開催していますが、高齢化の進む当村で参加する子ども自体が少ない現状から、世代間交流の持ち方や内容について検討していく必要があります。

「筋トレフォローアップ教室」は、特に夏季の参加者が少ないが、定期的に利用している方からは「自分の健康のために続けたい」との意向も聞かれていることから、通所型サービスCとは切り離し、一般介護予防事業としての継続が必要だと考えられます。より元気な高齢者が集い、自主的な取り組みとなるよう、教室開催のために必要な準備をした上で、参加者に移動等を任せるといった仕組みづくりが必要だと思われます。

「口腔機能向上フォローアップ教室」は、これまで同様に通所型サービスCと共催していくことで参加者のフォローアップと利用者の確保をしていきます。

エ. 一般介護予防事業評価事業

【現状と評価】

平成30年度より年1回、地域包括支援センター事業評価が開始され、事業や会議等の実施状況の評価を行い、全国や県内のセンターとの比較をしています。

Ⅲ サービス提供の現状と課題

【課題】

今後も事業評価等を活用し、その内容の公表についても検討していきます。

オ. 地域リハビリテーション活動支援事業

【現状と評価】

通所型サービスC・訪問型サービスCの評価の際に県の事業を活用し、青森県理学療法士会三八支部の理学療法士を派遣していただき、利用者の指導や助言を行っています。

【課題】

今後も県の事業を活用し、通所型サービス・訪問型サービスへの専門的な指導や、これからも在宅生活を継続していくためのアドバイスを受けていきます。また必要に応じて地域ケア会議や通いの場への活用を検討していきます。

(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

① 地域包括支援センターの運営

ア. 総合相談支援業務

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績見込み
総合相談支援業務	延150件	159件	延150件	218件	延150件	178件

【現状と評価】

総合相談窓口として相談を受け付け、必要に応じて関係機関等へ連携しています。年々相談件数が増加していますが、担当者不在時にも対応できる職員を増やすために、初回相談受付表を作成し、誰でも一次的な相談受付ができるよう体制を整えています。

【課題】

いつでも相談者が来所した際に相談できる体制を確保していきます。また各関係機関が共に連携していける環境づくりが必要です。

イ. 権利擁護業務

【現状と評価】

平成30年度から令和2年度までは、高齢者虐待に関する相談はありませんでした。年1回高齢者虐待に関する方針や対象者の状況についての会議を開催し、ケースが出現した際に随時会議を行うこととしています。

【課題】

高齢者虐待のケースが出現した際に迅速に対応できるよう、今後も体制を整えていきます。

ウ. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績見込み
ケアマネジャーネットワーク会議	5回	5回	5回	5回	5回	6回

【現状と評価】

計画値通り会議を開催しています。最新情報の提供の他に、精神障害者に対する勉強会やグループワークを行っています。また地域ケア会議や新郷村日常生活支援総合事業協議体と共催し、利用者や家族の声を直接委員へ伝えること、また村の課題を把握する機会となりました。また、各事業所のケアマネジャー同士の連携や保険者としての意向を伝える場となっています。

【課題】

これまではケアマネジャーの交流を図る場でありましたが、多職種とも共通理解を深める必要があるため、介護保険サービス事業者や医療機関とケアマネジャーの連携について、協議し共に理解を深める必要があります。

② 任意事業

ア. 介護給付費等費用適正化事業（主要5事業の実施）

i) 要介護認定の適正化

【現状と評価】

認定調査は新規・更新を含めて全て厚生課職員が対応しています。それにより認定者の状況を把握し、ケアプラン点検やケアマネジャー支援にも活用できています。

【課題】

今般の制度改正により、認定期間がさらに延長されたことで1年間で行う認定調査数は軽減していくことが予想されますが、月によっては更新調査と新規調査が重なり現状の職員数だけでは対応することが困難になる場面が予想されます。今後は調査員の増員を含めて検討していく必要があります。

ii) ケアプランの点検

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績見込み
ケアプラン点検	8件	3件	8件	3件	8件	7件

Ⅲ サービス提供の現状と課題

【現状と評価】

令和元年度の介護保険制度の改正により、介護度によって訪問介護の生活援助利用回数が上限数以上のプランを点検しなければならないこととなりましたが、対象となるプランはありませんでした。認定調査やサービス利用状況から対象者を抽出し、新規・継続問わずに選定したケアプランを担当課で点検しました。その中から令和元年度に1件のプランについて専門職を招集したケアプラン点検を行い、その後プランの修正指導を行いました。

【課題】

県が推奨するケアマネジャーを招集し専門職によるケアプラン点検の方法がありますが、村のマンパワーとしてリハビリ職や福祉用具専門員等の専門職がないこと、また他町村でよく聞かれる、ケアマネジャーの立案したプランを批判する方法に、村として適切ではないと判断し、まずは現行の担当課点検を行い、専門的な検討が必要であると判断された場合に、専門職ケアプラン点検を行っていく方法を継続していきたいと考えます。

また、ケアプランの結果をケアマネジャーネットワーク会議等で報告し、共有することでケアマネジャーの資質向上を図っていきます。

iii) 住宅改修の点検、福祉用具購入の点検

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績見込み
住宅改修の点検	全件	0件	全件	0件	全件	全件 (2件)
福祉用具購入の点検		全件 (2件)		全件 (1件)		全件 (2件)

【現状と評価】

住宅改修・福祉用具購入共に全件を点検しました。また令和2年度は住宅改修に関する手順マニュアルを改正し、保険者と事業所双方が円滑に事業を進めることができました。

【課題】

福祉用具購入のマニュアルも改正し、より円滑な事業運営ができるよう努めていきたいと思えます。

iv) 医療情報との突合、縦覧点検

【現状と評価】

年1回国保連合会から提供される情報の点検を行い、随時対応しています。

【課題】

現状を維持していきます。

v) 介護給付費通知

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績見込み
介護給付費通知	2回	2回	2回	2回	2回	2回

【現状と評価】

計画通り利用者や家族に通知しました。また、通知への問い合わせにも随時対応しています。

【課題】

給付費抑制のため継続して行っていきながら、通知書の分かりやすい表現等を検討していきます。

イ. 家族介護支援事業

i) 家族介護教室

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績見込み
家族介護教室	1回	1回	1回	1回	1回	1回

【現状と評価】

要介護者を在宅で介護している家族を対象に、介護に関する知識の普及や日頃の介護の気分転換を兼ねています。平成30年度は民生委員・児童委員協議会と共催してSGグループの施設見学、令和元年度は認知症カフェと共催し、流しそうめん福祉用具業者による相談会を行いました。令和2年度は障害担当と保健所との共催による自殺予防のゲートキーパー養成講座を開催しました。

【課題】

今後も継続して事業を行っていきます。

ii) 認知症高齢者見守り事業

【現状と評価】

八戸圏域連携中枢都市圏で、認知症で徘徊の危険性がある方を事前に登録するあんしんカード事業を行っており、現在2名が登録しています。認知症サポーター養成研修については、年1回程度お元氣くらぶ新規常会を対象に行っています。

【課題】

今後も継続して事業を行っていきます。また認知症サポーター養成講座については、まずは住民自身へ「認知症に関する正しい知識」を持ってもらえるよう、講座内容をマニュアルを踏まえながら村の現状に合わせて柔軟なものにしていく必要があります。

Ⅲ サービス提供の現状と課題

iii) 家族介護継続支援事業

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績 見込み
介護用品支給事業	実6人	実4人	実6人	実6人	実6人	実8人

【現状と評価】

要介護4と5の非課税世帯で、在宅介護している方を対象に行っています。毎年7月に対象者へ申請を通知し、途切れなく利用できる体制としました。また新規認定者は随時案内を送付し、利用促進を図りました。

【課題】

ケアマネジャーやサービス提供事業所へ制度を周知していきます。また国の方針により、事業の財源が介護保険ではなることから、今後の事業経営について本検討委員会の意向をまとめた上で、村財政課と検討していく必要があります。

iv) ジュニア福祉教室

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績 見込み
ジュニア福祉教室	1校	1校	1校	0校	1校	0校

【現状と評価】

学校の要望の有無により事業実施が左右されるため、平成30年度しか実施できませんでした。

【課題】

児童生徒に高齢者の特性を理解してもらう貴重な機会となるため、その重要性について案内時に再度伝えながら、開催に向け協議していきたいと思えます。

ウ. その他事業

i) 成年後見制度利用支援事業

【現状と評価】

令和元年度に八戸圏域中枢都市圏と共催して市民後見人養成研修を開催し、1名の候補者を確保できました。また国の施策である中核機関設置の設置を村単独では困難なため、中枢都市圏での広域設置に向け近隣町村と検討し、それを踏まえて成年後見制度利用促進基本計画策定に向け協議を行っていきます。

また中核機関の設置を見込み、近隣町村と実施要綱のすり合わせを行い、令和元年度に要綱を改正しました。

【課 題】

中核機関の広域設置や、成年後見制度利用促進基本計画策定に向け、近隣他市町と協同し取り組んでいきます。

ii) 認知症サポーター等養成事業

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実 績 見込み
認知症サポーター養成講座	1 回	2 回	1 回	1 回	1 回	1 回

【現状と評価】

新規でお元気くらぶを開催する常会を対象に、サポーター養成講座を行っています。住民の認知症への関心は強いが、どのように接することが認知症発症者への対応として正しいのかを理解できていない場合が多く、まずは住民自身が「認知症に関する正しい知識」を持ってもらうことが重要だと考えます。

【課 題】

養成講座の内容がマニュアル化されていますが村の現状に見合っていないため、柔軟に対応していく必要があります。また、年代を特定せず全住民を対象に、認知症への理解を深める機会を探っていく必要があると考えられます。

(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）について

① 在宅医療・介護連携推進事業

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実 績 見込み
村内研修会の開催	1 回	1 回	1 回	1 回 GW 1 回	1 回	中止

【現状と評価】

年 1 回、八戸連携中枢都市圏事業と共催して県外の先進地区の講師を招いて研修会を開催しています。しかし令和 2 年度はコロナウィルス感染症拡大防止のため、合同での研修会は中止となりました。

令和元年度は地域ケア会議でグループワークを行い、医療と介護の連携方法について深めました。

【課 題】

八戸連携中枢都市圏で共催している研修会は、サービス提供事業者が先進地区の動向を学ぶ機会となっているため、継続していきます。

また、事業所等との連携を通して、それぞれの役割や利用者の自立支援についてなど基本的な考え方がサービス提供事業所内でも理解されるよう、地域ケア会議等を通して周知し、村と各事業所間の方向性を一致させていく必要があります。

Ⅲ サービス提供の現状と課題

② 生活支援サービス体制整備事業

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実 績 見込み
協議体	3 回	6 回 全体 2 回 地区 4 回	3 回	5 回 全体 1 回 地区 4 回	3 回	2 回 全体 1 回 地区 1 回

【現状と評価】

お元気くらぶが冬期間行われているため、全体での協議体開催は年度末を目途に行っています。

担当者レベルでの全体の協議体に加え、生活支援コーディネーターの協力を得てお元気くらぶ等を活用した地区協議体を開催して住民の意見を聞き取りし、その内容を基に全体の協議体内で検討し、今後必要なサービスや現行の事業内容の再構築について協議しています。

【課 題】

今後、行政主導の事業実施は困難な状況になることや、高齢者が多くなる現状でいかに協力し合うことが重要になっていくかを伝えながら、住民や事業所が主体となり、積極的に村の施策について議論できる環境を整えると共に、共生社会づくりを念頭に村として人材を育てていく必要があると考えられます。

③ 認知症総合支援事業

ア. 認知症初期集中支援推進事業

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実 績 見込み
一次陽性者	15 人	12 人	15 人	7 人	15 人	6 人
二次陽性者	2 人	2 人	2 人	0 人	2 人	2 人
要支援者	2 人	0 人	2 人	0 人	2 人	0 人

【現状と評価】

毎年、65歳以上で要介護認定を受けていない方を対象に「認知症の気づきチェックリスト」を記入してもらい、その結果と事前に把握している情報から一次陽性者を抽出し、認知症初期集中支援チーム員の個別訪問によりDASCの聞き取り調査を行い、要支援者を把握しています。対象者と医療機関やサービスをつなぐ役割が認知症初期集中支援推進事業であり、認知症サポート医等の専門職と協同して行っていくこととなっていますが、相談内容が認知症のみが原因ではないことや、本人を支える家族へ接し方や治療に関する情報提供等で医療機関や介護保険サービスへ繋がっており、当事業を活用しての対象ケースはありません。

【課題】

総合相談事業でおおむね対応できているため、積極的に当事業を展開させる必要はないと感じています。

しかし今のチーム員体制ではチーム員医師が村内に居ないため、迅速な対応が難しいのが現状です。受診拒否者や家族や親族の協力が得られないケースが出現したときに、支援方法の一つとして認知症初期集中支援推進事業を活用できるよう、身近なサポート医を確保するなどして体制を整えて行く必要があります。

イ. 認知症地域支援・ケア向上事業

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実 績 見込み
認知症ケアカフェの開催	10 回	1 回	12 回	1 回	12 回	2 回

【現状と評価】

認知症カフェは住民主体の活動を目的としていますが、住民の認知症予防への関心の低さから、自発的な活動に発展することができず、事業の立案から運営まで全て担当職員が行っている現状です。また単体で事業を行っても参加率が低いため、他事業と共催しています。

【課題】

まずは住民へ、認知症予防や住民主体の活動の推進に関する意識付けを行う必要があると考えられます。

また、はればれフォローアップ教室の主旨から、利用者主体の活動へと発展させ、認知症カフェとして活動することができよう、事業の組み換えや活動の育成をしていく必要があると感じます。

④ 地域ケア会議推進事業

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実 績 見込み
地域ケア会議	6 回	3 回	6 回	3 回	6 回	3 回

【現状と評価】

国より地域ケア会議の機能（個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題の発見、資源開発、施策の形成）が示されており、それに沿った内容で開催し、毎回それぞれの機能について委員へ繰り返し説明しています。また個別課題の解決では、ケアマネジャーネットワーク会議と、地域課題の発見では総合事業協議体と共催しています。

【課題】

他会議と共催することで会議の効率化を図っています。それぞれの課題は見えていても、地域ケア会議として施策形成機能である村への提言ができていないのが現状です。委員の育成を行い、村に合った施策実施への提言を可能にして行きたいと考えます。

3. 老人福祉事業

1. 高齢者の生活を支える支援

本村の高齢化率は年々増加傾向にあり、令和2年12月末現在には48.1%となっており、前回計画で予測された高齢化率52.0%には至っていないものの、村民のほぼ2人に1人は高齢者という状況にあります。このような状況の中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるような環境づくりとそれを支えるサービスの充実を図っていくことが重要となっています。

(1) 生活支援

① 食事支援

ア. 配食サービス

調理が困難な一人暮らし高齢者の栄養維持を図るため、社会福祉協議会で配食サービスを週3回提供し、高齢者の栄養維持、安否確認を行っています。

配食サービスの状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	実績	実績	実績見込み
世帯数及び人数	6世帯8人	12世帯11名	8世帯8名
総配食数	480食	462食	495食

イ. 宅配

やまばと寮、JA、生協等民間の宅配弁当等販売の情報を提供しています。

【評価と課題】

利用数は現在ほぼ横ばいですが、今後一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯の増加が見込まれます。広範囲にわたる安否確認（見守り）を兼ねたサービスの需要増加に対し、単独事業所での対応ではマンパワーの不足が懸念され、今後対策が必要となっています。

② 住居支援

ア. 共同生活施設「和の家」

一人暮らし等の高齢者が住み慣れた地域で、長く生活できるよう、冬場に安心して住める場を提供しています。

和の家の入居状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	実績	実績	実績見込み
人数	0	0	0

イ. シェアハウス

友人同士、年代を超えた仲間同士など、お互いが助け合って生活をしていく、新たな生活スタイル等の情報提供を行っています。

【評価と課題】

近年「和の家」の利用者はない状況ですが、一人暮らし高齢者にとって冬期間の生活は、大変な困難を負っており、日常生活に大きな不安を抱えています。そのため、その生活不安を解消するための共同生活施設(利用可能3人)「和の家」を開設しています。対象となる方に個別に訪問し、呼びかけを実施していますが利用者はない状況にあります。今後も社会福祉協議会と協力し感染症対策を講じたうえで、必要な方が利用できるように支援していく必要があります。

③ 移動支援

ア. 無料バス(みずばしょう号・患者輸送バス・温泉バス)の運行

診療所、温泉、商店、金融機関を利用しやすくするため、無料のバスを運行しています。各無料バスの運行が効率よく運行されるよう、関係機関と調整を図っています。

無料バス運行状況

1か月平均乗車数	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	実績	実績	実績見込み
みずばしょう号	19人	18人	10人
患者輸送バス	31人	25人	19人

【評価と課題】

みずばしょう号、患者輸送バスともに月平均利用人数は減少しています。買物においては、JAの移動販売等も実施され利便性が高くなっています。しかし、移動販売車両の老朽化によるサービスの廃止の可能性や、高齢者の自動車運転免許返納増加等、社会的情勢や公共交通機関不足を考慮し、低床バスや車両の小型化など運行車両の適正化なども念頭に運用していくよう検討が必要です。

Ⅲ サービス提供の現状と課題

イ. 路線バスの運行

【評価と課題】

村外への移動手段として重要な役割として考えます。村内無料バスの調整により、待ち時間が少なく、効率的に利用できるように運行時刻表を配慮しています。

ウ. 民間送迎バス・タクシーの有効活用

【評価と課題】

民間の医療機関や薬局では、独自に通院バスを運行して通院等の利便性を高めています。また、同医療機関を利用する人たちがタクシーを乗り合わせ通院しています。このような民間の移動手段を効率よく活用できるように情報提供を行い支援しています。

エ. 外出支援サービス（福祉有償運送）

寝たきりや障がい等で通常の交通機関を利用できない人たちが、通院等の外出ができるように、老人保健施設しんごう、社会福祉協議会に委託して車椅子やストレッチャーのまま外出できるように支援しています。

外出支援サービス利用状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	実績	実績	実績見込み
老人保健施設しんごう	45 人 (64 回)	20 人 (23 回)	7 人 (21 回)
社会福祉協議会	12 人 (77 回)	12 人 (44 回)	4 人 (12 回)

【評価と課題】

外出支援サービス（福祉有償運送）について

利用者、利用回数ともに減少傾向となっています。車いすや、ストレッチャーなどを利用しなければ医療機関を受診できない人の適切な医療の確保のためにも継続していきたいと考えます。

④ 除雪支援

住宅等の除雪を自力で行うことが困難な高齢者等の世帯に対し社会福祉協議会が地域住民を、除雪協力者として事前登録し、降雪時には玄関から公道までの生活通路の確保と災害時の避難等も考慮した除雪支援を行っています。

除雪支援状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	実績	実績	実績見込み
利用者数	3 人	4 人	6 人
除雪回数	20 回	27 回	55 回

【評価と課題】

利用者数、除雪回数ともに横ばい状況ですが、住み慣れた地域で生活を継続するために欠かせないサービスとなっています。今後も継続していくために、住民に必要性を広く説明し支援者の確保にも努めていきたいと考えます。

⑤ 買い物支援

【評価と課題】

J Aの移動販売（毎週火曜日）、生協の宅配、小売店での宅配サービス等の活用方法をわかりやすく、個別の状況に応じ情報提供を行なっています。今後も周知するため（パンフレットの活用等）について調査・検討の継続が必要と考えます。

⑥ 福祉用具の貸し出し

一時退院や介護保険で貸与対象とならない介護度の方たちに、村で保有しているベッド等の福祉用具を低料金で貸し出し、在宅での生活が楽にできるように支援しています。

介護用機器の保有台数と利用状況

保有台数	電動ベッド 5	パイプベッド 7	エアマット 6	マットレス 7	車いす 3
H30実績	0	1	0	0	1
H31実績	0	1	0	0	1
R 2 実績見込	0	1	0	0	8

【評価と課題】

日常生活において介護用機器が必要であるにもかかわらず、法制度上の制約により利用できない高齢者及び障害者に貸し出しを行っていています。令和2年度は、車いすが定期的に利用されています。介護保険の福祉用具貸与事業所で、ベッドの介護保険外の貸し出しも行っているため、ベッドの貸し出しは、廃止に向けて(老朽化のため)整理していきます。ただし車いすは、今後も一時的な利用等が考えられるため、事業継続が必要です。

(2) 経済支援

① 働く場の確保

ア. 生活支援事業

行政で年1回、75歳までの住民を対象に仕事を提供し経済支援を実施しています。

利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	実績	実績	実績見込み
利用者数	35人	28人	32人

【評価と課題】

事業利用者は横ばいの状況ですが、一定収入確保の機会となっていることから、今後も募集方法や実施時期等に考慮しての実施が必要と考えます。

Ⅲ サービス提供の現状と課題

イ. シルバー人材センター

【評価と課題】

現状では社会福祉協議会を事務局としてのシルバー人材センターの設立は困難とのことであり、代案を検討し、高齢者の長年培った技能を社会貢献に生かすとともに、経済的な自立を支援する等、今後も調整、検討の継続が必要です。

② 貸付等

ア. 生活福祉資金貸付制度

この制度は、低所得の世帯、障害者が属する世帯、高齢者が属する世帯に対し、世帯の自立を図ることを目的に、具体的な用途目的に応じて資金の貸付けを行っています。

利用状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	実績	実績	実績見込み
相談件数	1 件	0 件	6 件
貸付数	貸付 0 人	貸付 0 人	貸付 0 人

【評価と課題】

相談はあるものの、貸付実績は0件となっています。窓口となっている社会福祉協議会と連携して、今後も生活福祉資金貸付相談があった場合は、適正な対応を行っていく必要があります。

イ. 養護老人ホーム入所措置事業

虐待等や環境上の理由（住む家がない）及び、経済的な理由により居宅での生活が困難な方を養護老人ホームに措置しています。

措置入所状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	実績	実績	実績見込み
人数	1 人	1 人	0 人

【評価と課題】

令和元年度途中で1人の方が措置解除となり、現在入所者は0人です。新たな入所に関する相談を受けた場合は、速やかに関係機関で状況を十分調査し、適切な支援につなげていく必要があります。

2. 高齢者の生きがいをつくる支援

高齢者が生涯にわたり明るく生きがいを持って生活していくために、これまで培った豊かな経験や知識・技能を活かして積極的な役割を果たしていくような地域づくりを構築していきます。

(1) 生きがい支援

① 老人クラブの活性化

老人クラブは、生きがいを高めるための各種活動や健康づくりのための活動をしています。

単位老人クラブ数及び会員数の状況

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績見込み
単位老人クラブ数	5クラブ	5クラブ	5クラブ	5クラブ	5クラブ	5クラブ
会員数	185人	165人	197人	166人	210人	165人
60歳以上の人口	1,415人	1,371人	1,448人	1,358人	1,480人	1,334人
加入率	13.1%	12.0%	13.6%	12.2%	14.2%	13.1%

※60歳以上の推計人口は各年度とも3月26日現在を集計対象としました。

【評価と課題】

会員数、加入率ともに横ばいで推移しています。今後も会員の加入促進に努め、各種活動に対する支援を継続していく必要があります。

② 高齢者の学習活動

高齢者の学習活動を支援するため、教育委員会、地域包括支援センター等と連携を図り高齢者教室を年間4～6回開催しています。旅行や健康体操、映画鑑賞、料理教室など多くの人が楽しく参加しています。

高齢者教室開催状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	実績	実績	実績見込み
開催回数	5回	5回	4回
参加者数	123人	73人	29人

【評価と課題】

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で回数、参加者も減少しています。今後も新たな生活様式を取り入れながら、多くの方が興味を持つ企画と、参加しやすい環境を整えていく必要があります。

③ 老人福祉センターの活用

【評価と課題】

老人クラブでの集まりやお元気くらぶ等で活用されています。しかし管理者が常駐していないため、自由に活用できる状態ではなく、今後活用の体制を検討していく必要があります。

④ 交流サロンの活用

【評価と課題】

4月から10月まで、診療所に通う方や買い物に訪れた村民に共同生活施設（和の家）を交流サロンとして広く開放しています。令和2年度は感染症予防対策の施設としても利用した経緯もあり、今後不特定多数の人が利用する場として感染症対策を講じたうえで活用していくための検討が必要です。

Ⅲ サービス提供の現状と課題

(2) 長生き支援

日本人の平均寿命は年々伸び、男性：81.41歳、女性：87.45歳となっています。高齢者が社会に貢献した功績をたたえ、その労をねぎらうことを目的に事業を実施していきます。

① 敬老会

高齢者を敬愛し、長寿を祝うための行事を開催しています。

敬老会参加状況

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
75歳以上対象者数		705人		682人		新型コロナウイルス感染症予防のため中止
参加者数		149人		133人		

【評価と課題】

令和2年度は新型コロナウイルス感染症予防のため開催を中止しました。過去2年は参加者が減少しており、今後、敬老会の開催内容等について検討が必要と思われます。

② 長寿祝金

100歳に到達された方に10万円の長寿祝金を支給し、長寿を祝っています。

長寿祝金支給者数

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込み
長寿祝金支給者数	2人	2人	1人	1人	1人	1人
男女の別	女(2)	女(2)	女(1)	女(1)	女(1)	女(1)

【評価と課題】

100歳に到達する方には、生きる目標にもなると考え、今後も継続していく必要があります。

3. 高齢者の安心を支える支援

高齢者が安全かつ快適な生活を送ることができるような生活環境を整備するとともに、地域で高齢者を支え見守る体制を整えます。

(1) 安全に対する支援

① 高齢者世帯の住宅防火対策

【評価と課題】

消防署と村消防団で各家庭を巡回、令和2年度には火災報知機30台設置をするなど、防火の啓蒙を図っています。今後も継続して火災予防の意識を高めていくとともに、高齢者の人には、暖房や、コンロなどを自動消火等の安全装置がついているものに交換するなどの情報提供を合わせて行っていく必要があります。

② 高齢者の交通安全対策

【評価と課題】

交通事故を防止するため、敬老会での警察による講話や交通安全ゲートボール大会を実施し、交通安全に対する啓蒙を図っています。今後は、自動車運転免許の返還とその後利用可能な支援等についても情報提供をしていく必要があります。

③ 災害時要援護者対策

【評価と課題】

災害時の要援護者台帳の登録対象者に、登録意向の有無を確認しながら台帳整備を進めています。半年に1回異動情報を関係機関（役場災害担当者、駐在所、西分遣所、各消防団（管轄区域の方のみ）、各常会（常会の方のみ））に提供し情報共有を行っています。しかし、災害時の具体的な安否確認の方法や、具体的な避難支援について検討されていない状況にあり今後は災害を想定した具体的なシミュレーション（地区限定）実施に向けた協議をしていく必要があります。

(2) 見守り支援

① 民生委員、ほのぼの交流協力員による見守り

一人暮らしや高齢者世帯を定期的に訪問し、さまざまな相談に応じるとともに安否確認を行っています。

ほのぼの協力員活動状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	実績	実績	実績見込み
見守り世帯数	34世帯(39人)	34世帯(39人)	34世帯(39人)
ほのぼの協力員数	92人(33グループ)	92人(33グループ)	78人

【評価と課題】

ほのぼの交流協力員が設置されていない常会があり、災害時の孤立安否確認や孤立の防止等のためにも早期に設置できるよう支援して行く必要があります。

② 「新郷村地域見守り隊」による見守り

【評価と課題】

仕事で村内を回るさまざまな業種の方々に、「地域見守り隊」に賛同いただき、地域で安心して暮らせる体制を構築しました。現在協力事業所は18事業所となっています。今後も1人暮らしが増えてくると予想されるため連携を強化していく必要があります。

Ⅲ サービス提供の現状と課題

③ 保健師による健康相談等

保健師が温泉館の利用日に出向いて、血圧測定、健康相談を実施しています。季節に合った健康情報を提供しながら、セルフケアにつなげていける支援を行っています。

健康相談の実施状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	実績	実績	実績見込み
回数	44回	40回	44回
人数	928人	619人	543人

【評価と課題】

今後も継続して支援を実施していきます。また利用者から運動指導なども行ってほしいとの声もあり、温泉館とも協議しながら幅広い活用を検討していく必要があります。

4. 地域福祉の推進

高齢社会における住みよい地域社会づくりのためには、地域ぐるみで高齢者を支援する必要があります。地域のあらゆる機関や団体と連携・協働しながら高齢者を支える体制を整備していきます。

① 社会福祉協議会との協働

【評価と課題】

高齢になっても安心して住み慣れた地域で生活できる村づくりには、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりが必要です。地域福祉の要である社会福祉協議会との連携・協働は不可欠であり、高齢者のみならず障がい者、生活困窮者等も含め、様々な施策が必要となっています。高齢者自身のエンパワーメントの活用（シルバー人材等）、ソーシャルキャピタル（地域力）の再開発などを施策に反映させていけるよう、定期的な連携を行っていく必要があります。

② 関係機関との連携

【評価と課題】

地域福祉を支えていくためには様々な分野での協力が必要です。今後も包括支援センターで実施している「ケア会議」「協議体」等を活用し、多くの方の意見や思いを施策化できるよう、連携強化が必要です。

IV

計画の基本的な目標と重点課題

1. 計画の基本的な指針と方向性

(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

① 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について

介護予防を進めるに当たっては、高齢者の心身の状態が自立、フレイル、要支援、要介護またその状態が可変であるというように、連続的に支援するという考えに立つて行うこと、また運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から、高齢者が各種介護予防事業を通じて集会所や総合福祉センターなどの身近な場所で健康づくりに参加できるよう事業を構築します。

さらに基本チェックリストや医療情報などを通じて、高齢者のフレイル状態を把握したうえで、リハビリテーション専門職者等の助言も踏まえ、ケアプランを作成、実践を支援します。さらに状況に応じ適切な医療サービス等につなげることによって、疾病予防・重症化予防の促進を目指します。

(2) 2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築

① 2025年・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備

令和元年度に実施した在宅介護実態調査（対象：在宅で介護を行っている19世帯）では、5.3%の方が介護を理由に離職したと回答しました。家族の状況を詳しくみると、もともと同居もしくは近隣自治体に居住していた家族ではなく、県外に住む方の移動に伴う離職でした。

推計から今後高齢化の進行により、2号被保険者世代、つまり子・孫世代の減少が予測されます。遠方に住み就労している子世代が、介護を理由に離職することがないように適切な相談支援を行っていくとともに、地域ケア会議や総合事業協議体の意見も踏まえた新たなサービス等の開拓を図っていきます。

② 重層的支援体制整備

地域共生社会実現に向けて、国で推奨する包括的な支援体制（総合相談窓口の設置、より細やかなニーズに対応した支援体制の整備、通年で誰もが利用できる居場所づくり）の整備に向け、関係庁内部署及び機関と会議等を通じてその構築手段などについて検討していきます。

中でも令和2年の法改正における相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業は高齢者のみならず、障がいを抱える者、児童福祉、生活困窮という多方面にわたる相談を受ける体制が必要となるため、専門職の確保やその技術取得に向け、検討していきます。

(3) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上

① 業務の効率化・質の向上に資する事業

今後の少子高齢化、成年・壮年期の人口減少に伴い、介護事業所の人材不足によってサービス提供量が低下しないよう、事業所と連携して人材確保にどのような支援が必要か協議していきます。また地域の元気な高齢者、農閑期の人材、子育てに伴う離職者など潜在的人材を活用するため、保険者としてどのような支援ができるか検討していきます。

② 介護ロボットやICTの活用

今後介護現場における文書負担軽減など、業務効率化に向けた業務仕分け、介護従事者の負担軽減となる介護ロボットやICTの活用、新たな人材確保に向けた介護という仕事の魅力発信等人材確保に向けた取り組みなどを関連事業所の希望も踏まえながら支援していきます。

(4) 保険者機能強化推進交付金等の活用

平成30年度より創設された保険者機能推進交付金、令和2年に創設された介護保険保険者努力支援交付金を、これからの事業展開へ向け活用していきます。

(5) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や感染症流行を踏まえ、下記のことを実践していきます。

1. 日頃から介護事業所等と連携し、防災や感染症対策について情報提供、研修支援、訓練等実施していきます。
2. 総務課防災担当と連携し、介護事業所等における災害・感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制を整備していきます。
3. 県・関係団体と連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築します。

(6) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

介護が必要な状態となったことから住み慣れた家を離れ、村外の有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅等へと生活の場を移す被保険者が今後増加すると見込まれます。村内には今後もこのような施設が整備される見込みはありません。しかし、介護家族の高齢化や不在など在宅介護に限界を感じる世帯が今後も存在すると見込まれることから、必要時速やかに情報が得られ、経済負担能力に応じた適切な施設へ入居できるよう、今後も相談支援を行っていきます。

V

目標年度までの各年度における高齢者等の状況

1. 推計人口

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
総人口 A	2,276人	2,182人	2,089人	1,764人	1,544人	1,336人
40～64歳人口 B	647人	639人	631人	460人	373人	305人
比率 B/A	28.43%	29.29%	30.21%	26.08%	24.15%	22.82%
65～69歳人口	241人	231人	212人	137人	97人	159人
70～74歳人口	252人	227人	214人	169人	145人	161人
前期高齢者人口 C	493人	458人	426人	306人	242人	320人
比率 C/A	21.66%	20.99%	20.39%	17.35%	15.67%	23.95%
75～79歳人口	160人	171人	180人	195人	167人	153人
80～84歳人口	184人	171人	159人	170人	191人	135人
85～89歳人口	160人	155人	146人	119人	155人	96人
90歳以上人口	107人	108人	114人	136人	148人	108人
後期高齢者人口 D	611人	605人	599人	620人	661人	492人
比率 D/A	26.85%	27.73%	28.67%	35.15%	42.81%	36.82%
高齢者人口 E(C+D)	1,104人	1,063人	1,025人	926人	903人	812人
比率(高齢化率) E/A	48.51%	48.72%	49.07%	52.49%	58.48%	60.77%

【推計方法】

平成30年度から令和2年度までの人口推移と令和2年度現在の年齢別男女別人口分布表（人口ピラミット）の各年齢人口の推移を参考に、今後の自然減の予想数も踏まえ推計しました。

【今後の展望】

総人口は年々減少し、それに比例して高齢者人口も徐々に減少していきます。しかし高齢化率は年々高くなっていき、令和5年度中に49.07%となり、令和12年度には52.49%、令和22年度には60%を超える見込みとなっています。

V 目標年度までの各年度における高齢者等の状況

2. 被保険者数の推移

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
総 数	1,755 人	1,706 人	1,660 人	1,389 人	1,276 人	1,117 人
第1号被保険者数	1,108 人	1,067 人	1,029 人	929 人	903 人	812 人
第2号被保険者数	647 人	639 人	631 人	460 人	373 人	305 人

(男)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
第1号被保険者	500 人	476 人	446 人	380 人	380 人	313 人
65～69歳	132 人	120 人	102 人	66 人	46 人	63 人
70～74歳	132 人	117 人	110 人	88 人	70 人	78 人
75～79歳	75 人	90 人	96 人	93 人	87 人	61 人
80～84歳	73 人	61 人	62 人	65 人	90 人	62 人
85～89歳	58 人	60 人	54 人	38 人	51 人	24 人
90歳以上	30 人	28 人	22 人	30 人	36 人	25 人
第2号被保険者	346 人	341 人	338 人	253 人	208 人	170 人
総 数	846 人	817 人	784 人	663 人	588 人	483 人

(女)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
第1号被保険者	608 人	591 人	576 人	549 人	523 人	499 人
65～69歳	109 人	111 人	110 人	71 人	51 人	96 人
70～74歳	120 人	110 人	104 人	81 人	75 人	83 人
75～79歳	86 人	81 人	84 人	103 人	80 人	92 人
80～84歳	111 人	110 人	98 人	106 人	101 人	73 人
85～89歳	102 人	96 人	92 人	81 人	104 人	72 人
90歳以上	80 人	83 人	88 人	107 人	112 人	83 人
第2号被保険者	301 人	298 人	293 人	207 人	165 人	135 人
総 数	909 人	889 人	869 人	756 人	688 人	634 人

各年度の所得段階別被保険者数の見込み

区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
			推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
第1号被保険者	第1段階	24.1%	266人	259人	249人	239人	234人	214人
	第2段階	10.1%	112人	110人	105人	95人	94人	86人
	第3段階	5.6%	62人	65人	60人	54人	52人	46人
	第4段階	20.8%	230人	218人	210人	190人	185人	161人
	第5段階	14.6%	161人	150人	140人	130人	127人	116人
	第6段階	13.2%	146人	139人	133人	117人	113人	101人
	第7段階	5.7%	63人	59人	56人	48人	46人	41人
	第8段階	3.6%	40人	38人	44人	35人	33人	30人
	第9段階	2.2%	24人	25人	28人	21人	19人	17人
	計	100%	1,104人	1,063人	1,025人	929人	903人	812人
第2号被保険者			647人	639人	631人	460人	373人	305人
合 計			1,751人	1,702人	1,656人	1,389人	1,276人	1,117人

【参考】所得段階区分と保険料率

区 分		所 得 区 分	保険料率
第1号被保険者	第1段階	・老齢福祉年金受給者および生活保護受給者等 ・村民税世帯非課税（課税年金収入＋合計所得額が80万円以下）	45%
	第2段階	・住民税世帯非課税 （課税年金収入＋合計所得金額80万円以上120万円以下）	75%
	第3段階	・住民税世帯非課税 （課税年金収入＋合計所得金額120万円超）	75%
	第4段階	・住民税課税世帯で本人非課税 （課税年金収入＋合計所得金額80万円以下）	90%
	第5段階	・住民税課税世帯で本人非課税 （課税年金収入＋合計所得金額80万円超）	100%
	第6段階	・住民税本人課税（合計所得金額120万円未満）	120%
	第7段階	・住民税本人課税（合計所得金額120万円以上210万円未満）	130%
	第8段階	・住民税本人課税（合計所得金額210万円以上320万円未満）	150%
	第9段階	・住民税本人課税（合計所得金額320万円以上）	170%
第2号被保険者		（40歳以上65歳未満）	

V 目標年度までの各年度における高齢者等の状況

【推計方法】

平成30年度から令和元年度までの男女別人口の推移と令和2年度現在の年齢別男女別人口分布表（人口ピラミット）の各年齢男女別人口の推移を参考に、今後の自然減の予想数も踏まえた推計となっています。

総人口が年々減少していくとともに、第1号被保険者と第2号被保険者数は、減少していく見込みです。

所得段階別被保険者数の見込みは、令和2年度村民税課税分の所得状況をもとにして各年度同程度で推移すると見込みました。各年度とも、住民税本人非課税者である第1～5段階までの構成比が、被保険者全体の72.8%の割合を占めます。

【今後の方針】

第8期の保険料の所得段階を第7期計画時と同様の9段階区分として、基準となる区分を第5段階とします。

第8期からは、所得段階第7段階と第8段階を区分する基準所得金額が200万円から210万円、第8段階と第9段階を区分する基準所得金額が300万円から320万円に変更となります。

3. 要介護（支援）認定者数の推計

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
総 数	169 人	165 人	163 人	150 人	148 人	140 人
第1号被保険者数	163 人	159 人	157 人	144 人	144 人	136 人
要支援1	0 人	0 人	1 人	3 人	2 人	2 人
要支援2	15 人	14 人	9 人	9 人	9 人	10 人
要介護1	25 人	28 人	31 人	22 人	22 人	22 人
要介護2	32 人	37 人	33 人	32 人	30 人	30 人
要介護3	27 人	25 人	25 人	24 人	25 人	24 人
要介護4	38 人	30 人	33 人	31 人	34 人	29 人
要介護5	26 人	25 人	25 人	23 人	22 人	19 人
第2号被保険者数	6 人	6 人	6 人	6 人	4 人	4 人
要支援1	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
要支援2	2 人	1 人	1 人	2 人	1 人	1 人
要介護1	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人
要介護2	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
要介護3	1 人	2 人	1 人	1 人	1 人	1 人
要介護4	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
要介護5	2 人	2 人	2 人	2 人	1 人	1 人

【推計方法】

平成30年度～令和2年度までの認定率の伸び（実績）をもとに、個別に調査、補正し最終的な推計値としました。

【今後の方針】

第8期計画期間は高齢者人口の減少に伴い、要介護認定者数も減少する見込みです。各年度の65歳以上の認定率の推移は、令和3年度14.8%、令和4年度15.0%、令和5年度15.3%と推移し、令和12年度には15.5%となる見込みです。

VI

目標達成のための具体的施策

1. 地域包括支援センターの機能強化

国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供して、支援が必要な高齢者の住み慣れた地域における生活を包括的に支援する地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的な役割を担います。地域住民の心身の健康保持と生活安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援していきます。本村の地域包括支援センターは、村直営で運営しています。

地域の実情を踏まえた相談支援体制の機能強化を図るとともに地域のネットワーク構築機能、ワンストップサービス窓口機能、権利擁護機能、介護支援専門員支援機能を果たしながら地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業に取り組み、地域包括ケアの実現を目指します。

P D C A サイクルに沿った推進に取り組みます。限られた人員で他の事業との連携を図りながら効率的に事業運営に取り組んでいきます。

(1) 設置箇所数

地域包括支援センターの設置箇所数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
設置箇所数	1カ所	1カ所	1カ所
直営	1カ所	1カ所	1カ所
委託	0カ所	0カ所	0カ所

(2) 人員配置

地域包括支援センターの人員配置

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保健師等	1人	1人	1人
社会福祉士等	1人	1人	1人
主任ケアマネ	0人	0人	0人

(3) 適切運営

市町村は、地域包括支援センターの運営の点検機関として「地域包括支援センター運営協議会」を設置し、センター設置に関する事項、運営・評価に関する事項、関係機関とのネットワーク形成に関する事項などを協議します。

また、地域包括支援センター運営協議会は、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、被保険者代表で構成されています。

2. 第8期介護保険事業計画に係る介護サービスの見込み量と今後の方針について

(1) 介護・介護予防サービスの見込み量

(1月あたり)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値						
在宅サービス利用者数	165人	163人	159人	148人	144人	141人	132人
居宅サービス	157人	155人	151人	141人	137人	134人	126人
介護予防サービス	8人	8人	8人	7人	7人	7人	6人
居住系サービス利用者数	20人						
地域密着型サービス	20人						
地域密着型介護予防サービス	0人						
居宅介護支援	67人	64人	62人	56人	56人	55人	53人
介護予防支援	3人						
施設サービス利用者数	51人	52人	51人	53人	53人	53人	51人
()内地域密着型介護老人福祉施設利用者数	(0人)						
うち要介護4・5利用者数	34人	35人	35人	34人	35人	33人	34人
うち要介護4・5の割合	66.67%	67.31%	68.63%	64.15%	66.04%	62.26%	66.67%

【推計方法】

平成30年度から令和2年度9月までの利用率の伸び（実績）をもとに利用者数を推計しました。

利用者数は、一月当たりの延べ人数です。

居住系サービスの地域密着型（介護予防）サービスは、（介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）です。

【今後の方針】

元気な高齢者に介護予防事業を積極的に利用してもらい、新規要介護認定者数増加の抑制に努めていきます。また、介護度が軽度の認定者には、生活機能を維持できるように、福祉用具購入や住宅改修等の在宅での生活を支援するサービスの利用を図っていきます。

施設利用（3施設＋地域密着型介護老人福祉施設）については、入所者に占める要介護4～5の割合を、国が目標設定とする基準値70％に近づけていくこととするが、介護度の低い入所希望者については、高齢者の置かれている状況を考慮して、適切な施設利用を進めていきます。

(2) 介護サービス別の見込み量

介護サービスは要介護1～要介護5の認定者を対象に提供されるサービスです。

(区分欄のカッコ内の数値は左から平成30年度実績、令和元年度実績、令和2年度実績見込み)

① 居宅サービス

①-1 訪問サービス

ア. 訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助をします。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
のべ利用者数 (299 317 305)	300 人/年	300 人/年	288 人/年	276 人/年	264 人/年	252 人/年	240 人/年
のべ利用回数 (14,279 12,916 13,629)	11,832 回/年	11,826 回/年	11,803 回/年	10,957 回/年	9,542 回/年	8,937 回/年	8,712 回/年

【今後の方針】

近年の利用者数は、増加から横ばい傾向にありましたが、認定者数の減少の一方で有料老人ホーム等の施設入所者の増加が見込まれるため今後も横ばい傾向で推移していく推計としました。利用回数は、一人あたり3～4回/月の状況で推移していく見込です。

今後も認定者の置かれている状況を把握し、適正な利用を確認していきます。

イ. 訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護をします。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値						
のべ利用者数 (84 54 48)	48 人/年						
のべ利用回数 (603 499 332)	174 回/年						

【今後の方針】

重度の利用者数がほぼ横ばいと推計されるため、利用者数は令和2年度同程度と見込み、利用回数を3～4回/月と推計しました。

介護度が重度で通所サービスを受けることが難しい認定者の清潔保持のため、身体状況や家族環境に応じて利用を勧めていきます。

ウ. 訪問看護

疾患などを抱えている方について、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助をします。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
のべ利用者数 (152 110 63)	72 人/年	72 人/年	60 人/年	48 人/年	48 人/年	48 人/年	48 人/年
のべ利用回数 (2,023 1,422 1,020)	1,239 回/年	1,278 回/年	1,070 回/年	862 回/年	862 回/年	862 回/年	862 回/年

【今後の方針】

今後の高齢者世帯の減少や有料老人ホーム等の利用状況から、利用者が緩やかに減少の傾向にあると見込みました。利用回数は、近年の利用状況から1人当たり17～18回/月の利用で推移していく見込みです。

医療依存度の高い認定者が有料老人ホームに入居し訪問看護サービスを頻回に利用しているケースがあるため、適切な訪問看護計画に基づき利用しているか確認していきます。

VI 目標達成のための具体的施策

エ. 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションをします。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
のべ利用者数 (0 7 0)	0 人/年	0 人/年	0 人/年				
のべ利用回数 (0 86 0)	0 回/年	0 回/年	0 回/年				

【今後の方針】

サービス提供事業所が近隣になく、利用実績がないため、利用を見込んでいません。

オ. 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値						
のべ利用者数 (144 144 106)	96 人/年	96 人/年	96 人/年	72 人/年	72 人/年	72 人/年	72 人/年

【今後の方針】

近年の利用状況を考慮し、実人数は令和2年度実績の8人からほぼ横ばいで推移すると見込みました。

担当ケアマネジャーに認定者の通院の可否を的確に把握するよう指導し、通院が困難な認定者が在宅での療養生活を安心してできるようにサービス利用を勧めていきます。

①-2 通所サービス

ア. 通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値						
のべ利用者数 (672 665 720)	708 人/年	708 人/年	696 人/年	636 人/年	612 人/年	600 人/年	552 人/年
のべ利用回数 (6,388 7,037 8,177)	6,924 回/年	6,852 回/年	6,750 回/年	6,056 回/年	5,890 回/年	5,776 回/年	5,280 回/年

【今後の方針】

在宅の認定者の減少傾向を考慮して、今後は利用者が減少していくと見込みました。利用回数は、令和2年度現在の1人当たり9～10回/月の利用で推移していく見込みです。

画一的なサービス内容を提供するだけでなく、利用者が現状の生活機能を維持できるよう、柔軟で多様なサービス内容となるよう提供事業所に要望していきます。

イ. 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
のべ利用者数 (27 21 7)	0 人/年	0 人/年	0 人/年				
のべ利用回数 (322 353 94)	0 回/年	0 回/年	0 回/年				

【今後の方針】

令和2年度現在の利用者の実績がないこと、村内のサービス提供事業所が休止状態であるため、利用は見込んでいません。

村内のサービス提供事業所が休止状態であるため、デイケア利用希望者がいる場合には、今後も認定者のニーズに即した近隣市町村の事業所の情報提供を行っていきます。

①-3 短期入所サービス

ア. 短期入所生活介護（特別養護老人ホームのショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値						
のべ利用者数 (37 59 36)	36 人/年	36 人/年	36 人/年	24 人/年	24 人/年	24 人/年	24 人/年
のべ利用日数 (588 493 434)	318 日/年	222 日/年					

【今後の方針】

利用状況は減少傾向にあり、在宅でショートステイを利用せずに施設入所となる傾向にあるため、令和2年度現在の利用実績よりは利用日数が減少する見込みです。在宅介護と就労の両立を図るため、サービスを効果的に利用していく必要があります。

第8期計画期間を通して一月当たり3人の利用人数とし、7～11日/月で推移していく見込みとしました。

長期の短期入所利用がないよう、適切な利用を促していきます。

イ. 短期入所療養介護（老人保健施設等のショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値						
のべ利用者数 (95 70 31)	60 人/年	48 人/年					
のべ利用日数 (1,129 727 473)	726 日/年	744 日/年	534 日/年				

【今後の方針】

近年の減少傾向を考慮し、かつ、村内にサービス提供事業所があり利用しやすい傾向から、第7期実績の平均値より、実利用者数は5人/月を見込み、利用日数は一人当たり12～13日の見込みとしました。

村内にサービス提供事業所があり空床情報の共有をいち早くできることを活用し、家族・認定者のニーズに即した計画的な利用を支援していきます。老老介護の増加等による介護者の負担軽減を図っていくとともに、在宅介護と就労の両立を図るため、サービスを効果的に利用していきます。

VI 目標達成のための具体的施策

①-4 福祉用具・住宅改修サービス

ア. 福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルするサービスです。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値						
のべ利用者数 (598 591 562)	540 人/年	516 人/年	504 人/年	504 人/年	492 人/年	480 人/年	456 人/年

【今後の方針】

高齢者人口が減少に伴い認定者も減少する見込みであること、また近年の利用が減少していることを考慮して、今後も利用者数が減少していく見込みとしました。

担当ケアマネジャーから軽度認定者の車椅子やベッドの貸与利用の相談があった場合には、身体状況に応じて適正な利用を促していきます。

イ. 福祉用具購入

ポータブルトイレ等の福祉用具を都道府県の指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
のべ利用者数 (1 1 2)	1 人/年	1 人/年	1 人/年				

【今後の方針】

軽度の認定者の利用が多く、各年度1～2人の横ばい傾向にあるため、各年度1人の利用を見込みました。

一時的に多額の費用を支払うことが困難な認定者も容易に福祉用具を購入できるよう、今後も償還払い方式、受領委任払い方式の両方を継続していきます。

介護給付の適正化と利用者の自立支援に福祉用具が効果的に使用されるよう、居宅を訪問して使用状況の確認を継続して行っていきます。

ウ. 住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に利用者負担分を除いた金額が支給されます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
のべ利用者数 (0 0 0)	1 人/年	1 人/年	1 人/年				

【今後の方針】

近年の利用実績はないが在宅での生活を支援することを考慮し、各年度1名の利用見込みとしました。

福祉用具購入と同様、償還払い方式、受領委任払い方式の両方を継続していきます。また、介護給付の適正化と利用者の自立支援に住宅改修が効果的に実施されるように、居宅を訪問しての改修状況の確認を継続して行っていきます。

①-5 その他のサービス

ア. 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
特定施設入居者生活介護 のべ利用者数 (0 0 0)	0 人/年	0 人/年	0 人/年				
実利用者数 (0 0 0)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【今後の方針】

近年、利用実績がないため利用者を見込んでいません。

今後利用者がある場合には、施設の利用状況を確認する機会が少ないため、要介護認定の訪問調査の際に把握するよう努めていきます。

イ. 介護予防支援

ケアプラン（介護支援計画書）を作成します。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値						
居宅介護支援 のべ利用者数 (1,112 1,143 1,212)	876 人/年	876 人/年	876 人/年	840 人/年	840 人/年	816 人/年	792 人/年

【今後の方針】

今後、高齢者人口の減少に伴い、要介護認定者も減少していくと見込まれることから利用の減少を見込みました。

認定者の生活向上のため、認定者・家族の意向を考慮したサービス計画となっているかチェックし、介護給付の適正化に取り組んでいきます。

VI 目標達成のための具体的施策

② 地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。ただし、原則として、ほかの市区町村のサービスは受けられません。

ア. 夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けられます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
のべ利用人数 (0 0 0)	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年

イ. 認知症対応型通所介護

認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
のべ利用人数 (0 0 0)	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年

ウ. 小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
のべ利用人数 (0 0 0)	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年

エ. 認知症対応型共同生活介護

認知症高齢者が、共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事や入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値						
のべ利用人数 (194 212 218)	240人/年						
実利用人数 (23 19 20)	20人/年						

オ. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、食事や入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
のべ利用人数 (0 0 0)	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年

カ. 複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通い、訪問、短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
のべ利用人数 (0 1 0)	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年

【今後の方針】

認知症対応型共同生活介護の利用者数については、近年の利用状況を考慮し、20人/月の利用を見込んでいます。地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は令和元年以降利用がないことから、見込んでいません。

施設利用の適正化を図るため、入居の際、家族に施設利用対象者について明確に説明するようにサービス提供事業所に指導を行っていきます。また、健康管理などサービスの質の向上、事故防止等の観点からサービス提供事業所に実地指導を行っていきます。

ア. 地域密着型介護給付サービスの利用定員総数（地域密着型介護予防給付サービスを含む。）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 村内事業所数（2カ所 2カ所 2カ所）	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所
利用定員数合計（27 27 27）	27人	27人	27人	27人	27人	27人	27人

【今後の方針】

グループホームについて、村内2カ所のサービス提供事業所（3ユニット27人）の指定（許可）を継続していきます。

今後も、利用定員（27人）を超える利用を見込んでいないため、令和5年度までは事業所の新規指定等はありません。ただし、次期計画期間に向けて今後も認知症状のある認定者数の増加が見込まれるため、その推移とニーズを把握し、必要に応じて適宜、地域密着型サービスを検討していきます。

③ 施設サービス

ア. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの介護や、療養上の世話が受けられます。

※新規入所は原則として、要介護3以上の人が対象です。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値						
のべ利用人数（194 186 163）	192人/年	192人/年	192人/年	192人/年	192人/年	192人/年	156人/年
実利用人数（24 19 19）	16人/年	16人/年	16人/年	16人/年	16人/年	16人/年	13人/年

イ. 介護老人保健施設（老健）

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値						
のべ利用人数（391 306 394）	468人/年	468人/年	468人/年	456人/年	444人/年	432人/年	420人/年
実利用人数（45 41 40）	39人/年	39人/年	39人/年	38人/年	37人/年	36人/年	35人/年

ウ. 介護療養型医療施設*（療養病床）

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関です。医療、看護、介護、リハビリテーションなどが受けられます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
のべ利用人数（35 52 84）	72人/年	84人/年	72人/年				
実利用人数（4 5 6）	6人/年	7人/年	6人/年				

※介護療養型医療施設は、令和5年度までの見込みです。

【今後の方針】

今後、高齢者人口は減少していくが高齢者世帯の増加により在宅での介護が難しい世帯の増加が見込まれること、また、介護老人保健施設は村内に事業所があり、要介護1の認定者から利用できること、重度認定者の増加に伴い、在宅でのサービスを利用せずに、施設を利用する認定者が増加することが見込まれることから、第7期計画期間よりも利用者数の増加を見込みました。

居宅サービスの活用により、在宅生活を延伸するようにしていきます。また、介護度重度化により認定者の利用が望ましいこと等、施設サービスの理解を求め、良好な施設サービス利用を保っていきます。

VI 目標達成のための具体的施策

(3) 介護予防サービス別の見込み量

介護予防サービスは要支援1、要支援2の認定者を対象に提供されるサービスです。
(区分欄のカッコ内の数値は左から平成30年度実績、令和元年度実績、令和2年度実績見込み)

① 居宅サービス

介護予防給付の訪問・通所系サービスは、介護予防・日常生活支援総合事業への転換や過去の利用実績がないこと、要支援1、要支援2認定者は比較的的身体機能が自立していることから、利用を見込んでいないサービスが多くなっています。

①-1 訪問サービス

ア. 介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や感染症などで浴室の利用が難しい場合、介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護をします。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
のべ利用者数 (0 0 0)	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
のべ利用回数 (0 0 0)	0回/年	0回/年	0回/年	0回/年	0回/年	0回/年	0回/年

【今後の方針】

近年の利用実績から利用を見込みません。
軽度の認定者の清潔保持は、可能な限り通いのサービスで対応していきます。

イ. 介護予防訪問看護

医師の指示により看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助をします。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
のべ利用者数 (0 0 0)	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年

【今後の方針】

近年の利用実績から利用を見込みません。

ウ. 介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示により理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションをします。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
のべ利用者数 (0 0 0)	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年

【今後の方針】

近年、利用実績がないことから利用を見込んでいません。

エ. 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
のべ利用者数 (12 17 24)	12人/年	12人/年	12人/年	12人/年	12人/年	12人/年	12人/年

【今後の方針】

近年の利用状況から、実人数は各年度1人の利用を見込んでいます。
介護予防サービス計画作成担当者に認定者の家族状況・通院の可否を的確に把握するよう指導し、通院が困難な認定者の適正な利用を管理していきます。

①-2 通所サービス

ア. 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーション、目標に合わせた選択的サービスを行います。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
のべ利用者数 (0 0 0)	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年

【今後の方針】

近年、利用実績がないことから利用を見込んでいません。

①-3 短期入所サービス

ア. 介護予防短期入所生活介護（特別養護老人ホームのショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援（食事、入浴、排せつなど）や機能訓練などが受けられます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
のべ利用者数 (0 0 0)	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
のべ利用日数 (0 0 0)	0日/年	0日/年	0日/年	0日/年	0日/年	0日/年	0日/年

【今後の方針】

近年、利用実績がないことから利用を見込んでいません。

イ. 介護予防短期入所療養介護（老人保健施設等のショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
のべ利用者数 (0 1 0)	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
のべ利用日数 (0 2 0)	0日/年	0日/年	0日/年	0日/年	0日/年	0日/年	0日/年

【今後の方針】

近年、利用実績がないことから利用を見込んでいません。

ただし、村内にサービス提供施設があり空床情報の共有をいち早くできることを活用し、希望があった際は家族・認定者のニーズに即した計画的な利用を支援していきます。

VI 目標達成のための具体的施策

①-4 福祉用具・住宅改修サービス

ア. 介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルするサービスです。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値						
のべ利用者数 (28 24 17)	60 人/年	60 人/年	60 人/年	48 人/年	48 人/年	48 人/年	36 人/年

【今後の方針】

近年の利用状況は減少傾向にあったが、現在の申請状況を考慮し、令和3年度からは実人数で5人の利用を見込み、ほぼ横ばいで推移していくと見込んでいます。

介護予防サービス計画作成担当者に認定者の身体状況を的確に把握するよう指導し、福祉用具の貸与により認定者の自立した生活の維持を支援していきます。

イ. 介護予防福祉用具購入

ポータブルトイレ等の福祉用具を都道府県の指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
のべ利用者数 (1 0 3)	1 人/年	1 人/年	1 人/年				

【今後の方針】

近年の利用状況から利用者を各年度1人で見込んでいます。

一時的に多額の費用を支払うことが困難な認定者も容易に福祉用具を購入できるよう、今後も償還払い方式、受領委任払い方式両方を継続していきます。

介護給付の適正化と利用者の自立支援に福祉用具が効果的に使用されるよう、居宅を訪問して使用状況の確認を継続して行っていきます。

ウ. 介護予防住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき20万円を上限に利用者負担分を除いた金額が支給されます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
のべ利用者数 (0 0 2)	1 人/年	1 人/年	1 人/年				

【今後の方針】

令和2年度に2件の利用実績があり、今後も在宅生活を支援することを考慮して各年度1名の利用見込みとしました。

福祉用具購入と同様、償還払い方式、受領委任払い方式の両方を継続していきます。また、介護給付の適正化と利用者の自立支援に住宅改修が効果的に実施されるよう、居宅を訪問しての改修状況の確認を継続して行っていきます。

①-5 その他のサービス

ア. 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
のべ利用者数 (0 0 0)	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年

【今後の方針】

利用実績がないことから利用を見込んでいません。

イ. 介護予防支援

介護予防ケアプランを作成します。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
居宅介護支援 のべ利用者数 (30 28 24)	60人/年	60人/年	60人/年	60人/年	60人/年	60人/年	60人/年

【今後の方針】

令和2年度の申請状況を考慮し、各年度実人数で5人の利用を見込みました。

認定者の生活の向上のため、認定者・家族の意向を考慮したサービス計画となっているかチェックし、介護給付の適正化に取り組んでいきます。

要支援と要介護1を行き来する認定者が、スムーズなサービス利用ができるように、ケアマネジャー間での情報共有ができるような環境づくりを図っていきます。

② 地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。ただし、原則として、ほかの市区町村のサービスは受けられません。

ア. 介護予防認知症対応型通所介護

認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
のべ利用者数 (0 0 0)	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年

イ. 介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
のべ利用者数 (0 0 0)	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年

ウ. 介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症高齢者が、共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事や入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値						
のべ利用人数 (194 212 218)	240人/年						
実利用人数 (23 19 20)	20人/年						

【今後の方針】

利用実績がないことから利用を見込んでいません。

独居の介護度軽度の認定者が、共同生活を営むことにより認知症の進行を遅らせるなど、状況に応じて利用を勧めていきます。

VI 目標達成のための具体的施策

(4) 介護・介護予防サービスに係る保険給付費の見込み量

① 介護給付に係る保険給付費

(千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値						
居宅サービス	144,252	141,332	138,655	127,434	120,878	118,059	109,025
訪問介護	34,464	34,463	34,116	31,783	27,336	25,900	25,178
訪問入浴介護	2,176	2,177	2,177	2,177	2,177	2,177	2,177
訪問看護	5,301	5,504	4,424	3,343	3,343	3,343	3,343
訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	799	799	799	617	617	617	617
通所介護	66,772	65,121	64,134	57,038	55,200	54,332	49,175
通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0
短期入所生活介護	3,080	2,209	2,209	2,209	2,209	2,209	2,209
短期入所療養介護	8,449	8,640	8,640	8,640	8,640	8,640	6,156
特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	8,112	7,533	7,318	7,318	7,156	6,994	6,728
福祉用具購入	80	80	80	80	80	80	80
住宅改修	180	180	180	180	180	180	180
居宅介護支援	14,839	14,626	14,578	14,049	13,940	13,587	13,182
地域密着型サービス	65,134	64,984	94,984	64,984	64,984	64,984	64,984
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	65,134	64,984	94,984	64,984	64,984	64,984	64,984
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
複合型サービス	0	0	0	0	0	0	0
介護保険施設サービス	203,680	207,780	203,997	182,625	179,825	175,268	162,306
介護老人福祉施設	50,352	53,605	53,605	53,389	53,605	53,389	43,443
介護老人保健施設	132,229	131,783	132,006	129,236	126,220	121,879	118,863
介護医療院 (令和7年度は介護療養型医療施設を含む)				0	0	0	0
介護療養型医療施設	21,099	22,392	18,386				
介護給付費計	413,066	414,096	437,636	375,043	365,687	358,311	336,315

【参考】過去の介護給付費の実績は、平成30年度371,764,910円、令和元年度364,602,099円、令和2年度見込み396,488,394円。高齢者世帯の増加により、在宅での介護負担から施設利用者が増加していることにより、令和2年度の介護給付費見込みが増加傾向にあります。

② 介護予防給付に係る保険給付費

(千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値	推計値
介護予防サービス	538	538	538	505	505	505	472
介護予防訪問介護							
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0	0
介護予防通所介護							
介護予防通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	165	165	165	132	132	132	99
介護予防福祉用具購入	80	80	80	80	80	80	80
介護予防住宅改修	180	180	180	180	180	180	180
介護予防支援	113	113	113	113	113	113	113
地域密着型介護予防サービス	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防給付費計	538	538	538	505	505	505	472

【参考】過去の介護予防給付費額の実績は、平成30年度432,767円、令和元年度254,166円、令和2年度見込み556,846円。

VI 目標達成のための具体的施策

③ 介護給付等に係る総給付費

(千円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
		目 標	目 標	目 標	目 標	目 標	目 標	目 標
	居宅サービス	144,252	141,332	138,655	127,434	120,878	118,059	109,025
	地域密着型サービス	65,134	64,984	94,984	64,984	64,984	64,984	64,984
	介護保険施設サービス	203,680	207,780	203,997	182,625	179,825	175,268	162,306
介護給付費計		413,066	414,096	437,636	375,043	365,687	358,311	336,315
	介護予防サービス	538	538	538	505	505	505	472
	地域密着型介護予防サービス	0	0	0	0	0	0	0
介護予防給付費計		538	538	538	505	505	505	472
特定入所者介護（支援）サービス費 ¹⁾		24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
高額介護サービス費等 ²⁾		10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400
審査支払手数料 ³⁾		30	30	30	30	30	30	30
保険給付費計		448,034	449,064	472,604	409,978	400,622	393,246	371,217
地域支援事業費		26,084	16,162	16,009	25,191	24,744	24,117	23,489
財政安定化基金拠出金 ⁴⁾		0	0	0	0	0	0	0
財政安定化基金貸付金償還金		0	0	0	0	0	0	0
総給付費		474,118	465,226	488,613	435,169	425,366	417,363	394,706

- 1) 食費や居住費が保険給付の対象外となったことに伴う低所得者対策費用分。
- 2) 所得状況に応じて、一定額以上の介護保険サービス費用負担者への還付金。
- 3) 介護保険事業者からの請求内容を審査する国民健康保険団体連合会への手数料。（1件71円）
- 4) 各市町村の介護保険財政が赤字になった場合、貸付金として借りられるように県の基金への拠出金。

【参考】過去の総給付費は以下のとおり。

平成30年度実績	392,975,427円
令和元年度実績	388,303,035円
令和2年度見込み	416,469,405円

【今後の方針】

介護保険財政は、多くの被保険者からの保険料で成り立っています。そのため、現在の個々の相談を受け付け、真に介護保険サービスが必要な方に要介護認定の申請を勧め、介護保険サービスを提供するという体制を継続し、介護保険給付の適正化に努めます。

介護保険サービスを利用していない高齢者には、地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業の理解と参加を求め、通所型、訪問型サービスCや一般介護予防事業等の事業を実施し、要介護状態に陥らないように、生活機能の維持を支援していきます。

3. 地域支援事業の充実

地域支援事業について

区 分	事業内容
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	
① 介護予防・生活支援サービス事業について	
ア. 訪問型サービス（第1号訪問事業）	指定事業所による訪問介護、民間事業所等による生活支援サービス、専門職等による訪問支援
イ. 通所型サービス（第1号通所事業）	指定事業所による通所介護、民間事業所等によるミニデイサービス等、包括支援センターによる通所型事業
ウ. 生活支援サービス（第1号生活支援事業）	配食、見守り等
エ. 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）	地域包括支援センターによるケアマネジメント支援
オ. 審査支払手数料	国保連請求審査支払手数料
カ. 高額介護予防サービス等費相当事業	高額介護予防サービス費、高額医療合算介護予防サービス費相当額支給事業
② 一般介護予防事業	
ア. 介護予防事業対象者の把握事業	何らかの支援を要する者の把握
イ. 介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
ウ. 地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
エ. 一般介護予防事業評価事業	目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防の事業評価を行う
オ. 地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防を機能強化するため、リハビリ専門職の関与の促進
(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	
① 地域包括支援センターの運営	
ア. 総合相談支援業務	相談を受け付け、必要な機関へつなげる支援を行う。また関係機関とのネットワークの構築を図る
イ. 権利擁護業務	高齢者の権利擁護のため必要な支援を行う

VI 目標達成のための具体的施策

ウ. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援
② 任意事業	
ア. 介護給付費等費用適正化事業	
イ. 家族介護支援事業	
i) 家族介護教室	家族等に対し、適切な介護知識や技術を提供
ii) 認知症高齢者見守り事業	地域における認知症高齢者の見守り体制の構築
iii) 家族介護継続支援事業	家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するための事業
iv) ジュニア福祉講座	児童生徒に対し、介護に関する知識を普及する
ウ. その他事業	
i) 成年後見制度利用支援事業	低所得高齢者の成年後見制度の申立てに要する経費の助成等
ii) 認知症サポーター等養成事業	キャラバンメイトと連携し、認知症サポーターを養成する
(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）について	
① 在宅医療・介護連携推進事業	地域の医師会等と連携し、在宅生活の継続を支援する
② 生活支援体制整備事業	地域資源と利用者をつなぐ体制整備
③ 認知症総合支援事業	
ア. 認知症初期集中支援推進事業	認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する
イ. 認知症地域支援・ケア向上事業	認知症ケアの向上を図るための取組を推進する
④ 地域ケア会議推進事業	地域の課題を関係者間で共有し、課題解決へ向け検討・調整を行う

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業について

国の方針により、要介護認定を受けた者でも地域のつながりを継続させていく観点から、事業により実施される住民主体による支援を利用することができるよう、村としての方向性を検討していきます。

① 介護予防・生活支援サービス事業

ア. 訪問型サービス（第1号訪問事業）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	目標	目標	目標	目標	目標	目標	目標
訪問型独自サービス	2人	2人	2人	2人	2人	1人	1人
訪問型サービスA	2人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
訪問型サービスB (住民主体による支援)	—	—	—	—	—	—	—
訪問型サービスC (短期集中型支援)	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
訪問型サービスD (移動支援)	—	—	—	—	—	—	—

【今後の方針】

現行の訪問型独自サービス、訪問型サービスAは継続していきます。訪問型サービスCの栄養と口腔ケアに関する教室は、通所型サービスCの教室を活用していきます。

未実施であるサービスBは、住民のニーズの増加により必要時に実施していくことができるよう、高齢者等による相互の支援体制の必要性を住民に周知し、体制の構築に向け働きかけていきます。

訪問型サービスDは、村営バスや公共交通機関等の運行状況に大きく影響されるため、生活支援コーディネーターと連携しながら住民ニーズを把握していくとともに、関係機関と検討していきます。

VI 目標達成のための具体的施策

イ. 通所型サービス（第1号通所事業）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	目標	目標	目標	目標	目標	目標	目標
通所型独自サービス	22人	22人	22人	20人	18人	15人	13人
通所型サービスA	7人	7人	7人	6人	5人	4人	3人
通所型サービスB (住民主体による支援)	—	—	—	—	—	—	—
通所型サービスC (短期集中型支援)	10人	10人	10人	10人	5人	5人	5人

【今後の方針】

現行の通所型独自サービス、通所型サービスA、通所型サービスCは継続していきます。通所型サービスAは本来の目的である「要介護状態への移行予防と自立支援」を念頭に事業者と本人が取り組めるよう双方に働きかけていきます。また、通所型サービスCはその特性から、これまで地域介護予防活動支援事業であった認知症予防の「はればれ教室」と一体的に実施していきます。

未実施である通所型サービスBは住民主体の活動のため、現在地域活動組織の育成・支援で開催している「お元気くらぶ」の一部を、住民が活動の主体となって通年開催していけるよう働きかけをしていきます。

ウ. 生活支援サービス（第1号生活支援事業）

【今後の方針】

通常のみ生委員児童委員活動の中で、地域住民からの声を集約する2層地域生活支援コーディネーターを民生委員4名に委嘱し、全体のまとめ役である1層生活支援コーディネーターを一時的に村職員が担っています。しかし、行政主導の施策検討とならないよう、今後担える人材を確保していく必要があります。

エ. 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	目標	目標	目標	目標	目標	目標	目標
支援認定者	実17人	実15人	実11人	実19人	実17人	実16人	実13人
総合事業認定者	実20人	実20人	実20人	実15人	実10人	実9人	実10人
サービスC利用者	実11人	実11人	実11人	実11人	実5人	実5人	実5人

【今後の方針】

対象者の状態に合わせ必要なサービスが適切に受けられるよう、細やかなアセスメントを行い、「要介護状態に陥らないように自立に向けてサービスを利用していること」を繰り返し説明し、自覚をもってサービスを利用できるよう支援していきます。

オ. 審査支払手数料

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	目標						
審査支払手数料 (71円/1件) 延べ件数	29,820円 420人	28,116円 396人	24,708円 348人	27,264円 384人	21,300円 300人	19,596円 276人	17,892円 252人

カ. 高額介護予防サービス等費相当事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	目標	目標	目標	目標	目標	目標	目標
高額介護予防サービス費 相当事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
高額医療合算介護予防 サービス費相当事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

② 一般介護予防事業

ア. 介護予防事業対象者の把握事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	目標						
基本チェックリスト提出者 (回収率)	753人 (80%)	724人 (80%)	694人 (80%)	629人 (80%)	611人 (80%)	581人 (80%)	540人 (80%)

【今後の方針】

介護予防を目的とした第1号事業対象者の選定と実態把握のため、要介護・要支援認定者以外の高齢者に、年1回基本チェックリストを行い、対象住民の生活状況や経年的変化を把握していきます。回収には地域包括支援センター相談協力員を活用していきます。

イ. 介護予防普及啓発事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	目標	目標	目標	目標	目標	目標	目標
広報誌の発行 (支援センターだより)	3回	3回	3回	3回	3回	3回	3回

【今後の方針】

地域包括支援センターの活動紹介、高齢者に関する最新情報の伝達や介護予防に関する知識の普及などを行います。また、村文化祭での活動紹介や制度の周知等を併せて行い、さまざまな世代へのアプローチをしていきます。

VI 目標達成のための具体的施策

ウ. 地域介護予防活動支援事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	目標						
地域活動組織の育成・支援 「お元気くらぶ」 実人数（国指針8%）	23会場 75人	23会場 72人	23会場 69人	23会場 62人	20会場 60人	20会場 58人	20会場 54人
水中歩行運動教室	月2回 (24回)						

【今後の方針】

お元気くらぶは常会単位で実施します。参加者や若い世代の方が活動の補助員（サポーター）となることで、住民主体の活動となるよう引き続き支援していきます。また、サポーターを活用し通年開催することで通所型サービスBとして移行できるよう、その可能性を探っていきます。

水中歩行運動教室は、訪問型サービスCや通所型サービスCのフォローアップ教室として、バーデハウスふくちにて水中歩行運動を行っていきます。

エ. 一般介護予防事業評価事業

【今後の方針】

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証するため、保険者機能推進交付金事業や介護保険保険者努力支援交付金事業の評価指針を活用し、プロセス指標・アウトプット指標・アウトカム指標で総合的に評価を行い、各事業を効率的に実施していきます。また、その結果を次期計画策定時に反映させていきます。

オ. 地域リハビリテーション活動支援事業

【今後の方針】

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所・訪問・地域ケア会議・その他の通いの場等へのリハビリテーション専門職等に参画してもらい、青森県理学療法士会・青森県栄養士会・八戸市薬剤師会等の協力を得ながら、通所・訪問事業での利用者に対する指導・助言を受ける等の関与を進めていきます。

(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

① 地域包括支援センターの運営

ア. 総合相談支援業務

	令和3年度 目標	令和4年度 目標	令和5年度 目標	令和7年度 目標	令和12年度 目標	令和17年度 目標	令和22年度 目標
総合相談支援事業 (延べ件数)	153件	147件	141件	128件	124件	118件	100件

【今後の方針】

包括支援センターが窓口となり相談を受け付けていますが、包括職員不在時でも職員の誰もが一定の基準で対応できるよう聞き取りシートを活用していきます。また聞き取った情報は包括支援センターで集約し、情報の一元化を図るとともに必要に応じて関係機関と連携していきます。

介護離職を防止できるよう、相談を受けた際は適切な機関を利用し、家族の介護負担を軽減できるよう支援します。

イ. 権利擁護業務

【今後の方針】

“虐待”に対する知識の普及を図ることで高齢者の権利を守っていきます。早期発見・早期対応のため、担当職員が研修等に参加し質の向上を図ります。さらに有事に迅速に対応できるよう、関係機関との連携を強化していきます。

ウ. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

	令和3年度 目標	令和4年度 目標	令和5年度 目標	令和7年度 目標	令和12年度 目標	令和17年度 目標	令和22年度 目標
ケアマネジャー ネットワーク会議	3回	3回	3回	3回	3回	3回	3回

【今後の方針】

最新情報の提供や各専門的講習、困難事例の検討やケアプランチェックの結果公表などを行います。地域ケア会議や全体協議体などの他会議と共催することで、多職種との連携や意見交換できる機会を設けていきます。

VI 目標達成のための具体的施策

② 任意事業

ア. 介護給付費等費用適正化事業

【今後の方針】

今後も認定調査は村職員が継続して実施していき、複数の職員で対応する体制を整えます。

また、介護給付費の通知（年2回）とケアプランチェックを実施し、過剰な介護サービス提供となっていないかを定期的に検証していきます。

住宅改修と福祉用具の購入の際は、居宅を訪問して使用状況等の確認を行っていきます。

医療情報との突合、縦覧点検は国保連合会から提供される情報の確認点検を行っていきます。

イ. 家族介護支援事業

i) 家族介護教室

	令和3年度 目標	令和4年度 目標	令和5年度 目標	令和7年度 目標	令和12年度 目標	令和17年度 目標	令和22年度 目標
家族介護教室	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回

【今後の方針】

要介護者を自宅で介護する家族へ、制度や各施設の特徴など専門的な知識の普及や家族同士の交流や慰労を図るよう、意向に合わせて実施していきます。

ii) 認知症高齢者見守り事業

【今後の方針】

八戸圏域連携中枢都市圏事業の認知症で徘徊の危険性がある方を事前に登録する「あんしんカード事業」を活用すること、また地域見守り隊や社会福祉協議会事業のほのぼのの交流員等に協力を依頼し、認知症の方やその家族を見守る体制を整えます。また緊急時は、警察や消防団等とも連携し、早期発見に繋がられるよう協力体制を整えます。

機会を捉えて地域住民へ認知症に関する知識の普及啓発を継続して行っていきます。

iii) 家族介護継続支援事業

	令和3年度 目標	令和4年度 目標	令和5年度 目標	令和7年度 目標	令和12年度 目標	令和17年度 目標	令和22年度 目標
介護用品支給事業	7人	7人	7人	7人	6人	5人	4人

【今後の方針】

村では重度の要介護者を自宅で介護する家族を経済的に支援するため、要介護4および5で非課税世帯等を対象としていきます。

iv) ジュニア福祉講座

【今後の方針】

村内小中学校で高齢者疑似体験や介護体験を通して、高齢者や障害者へ接する際の配慮等を学ぶ機会となるため、毎年度実施依頼を通じて働きかけ、学校からの要望に応じて対応していきます。

ウ. その他事業

i) 成年後見制度利用支援事業

【今後の方針】

認知症等により判断能力が低下した方で財産管理や身上監護が必要な方が、低所得や身内が居ない等の理由によって親族による成年後見制度利用ができない方を対象に、村（長）が申立人となって家庭裁判所への申し立て支援や、申し立てに要する経費や報酬の助成等を行います。

また、成年後見制度利用に関する相談等を担う中核機関の広域設置や成年後見制度促進基本計画策定に向け、近隣市町と協同し取り組んでいきます。

ii) 認知症サポーター等養成事業

	令和3年度 目 標	令和4年度 目 標	令和5年度 目 標	令和7年度 目 標	令和12年度 目 標	令和17年度 目 標	令和22年度 目 標
認知症サポーター 養成講座	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回

【今後の方針】

認知症をかかえる本人と家族を地域で見守る体制を構築するため、事業所のキャラバンメイト（指導者養成講座受講者）と共同し、認知症サポーター養成講座を開催し知識の普及を図ります。また、講習を修了した認知症サポーターを認知症カフェのスタッフに活用し、チームオレンジとして認知症施策を推進していきます。

また、機会を捉えて地域住民へ認知症に関する知識を普及啓発していきます。

VI 目標達成のための具体的施策

(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）について

① 在宅医療・介護連携推進事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	目標	目標	目標	目標	目標	目標	目標
研修会の開催	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回

【今後の方針】

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で最期まで住み続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、関係機関との協働・連携を推進していきます。感染症や災害発生時などの緊急時に広域的に取り組めるよう、一部事業を八戸圏域連携中枢都市圏事業として協同で取り組めるよう検討していきます。

② 生活支援サービス体制整備事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	目標	目標	目標	目標	目標	目標	目標
地区協議体	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
全体協議体	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回

【今後の方針】

2層生活支援コーディネーターが収集した情報や、1層生活支援コーディネーターがお元氣くらぶや、地区協議体により収集した情報を各関係機関が集まって検討する全体協議会で検討し、必要度や緊急度の高いものから実現できるよう検討していきます。また、介護支援体制を整えるために必要な検討も行います。

また、提案された事業の全てを行政主導で実施することが困難なこと、さらに高齢化率が上昇する現状において、いかに住民同士が協力していくかが重要になるため、その必要性を若い世代にも周知することや、住民や事業所が主体となり事業を展開できるよう、それを担える人材を育成していきます。高齢者の活躍の場を広げるため、就労的活動支援コーディネーターの設置を検討し、体制整備を進めていきます。

③ 認知症総合支援事業

ア. 認知症初期集中支援推進事業

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	目標	目標	目標	目標	目標	目標	目標
認知症に関する相談件数	19件	19件	18件	16件	16件	15件	13件

【今後の方針】

認知症者及び予備軍を早期発見し、初期段階で必要な医療やサービスへ繋ぐ役割である認知症初期集中支援チームを設置します。

総合相談事業や地域住民・関係機関等から認知症に関する相談を受けた際に、支援方法の一つとして当事業を活用できるよう、体制を整えていきます。

イ. 認知症地域支援・ケア向上事業

	令和3年度 目標	令和4年度 目標	令和5年度 目標	令和7年度 目標	令和12年度 目標	令和17年度 目標	令和22年度 目標
認知症カフェの開催	10回	12回	12回	12回	12回	12回	12回

【今後の方針】

国の示す認知症施策推進大綱を踏まえ、村の実情に沿って進めていきます。

認知症地域支援推進員の配置や関係機関と連携し、認知症の方がその人らしく地域で過ごすことができるよう、住民へ継続的に認知症に関する知識や相談窓口を普及啓発し、認知症高齢者も地域の住民として偏見を持たずに支えあう仕組みづくりを推進します。

認知症の高齢者やその家族・一般住民の垣根をなくした、世代間交流や居場所づくりを目的に認知症カフェを定期的を開催し、スタッフとして認知症サポーター養成講座受講修了者がチームオレンジとなり活動していけるよう、体制を整えていきます。

④ 地域ケア会議推進事業

	令和3年度 目標	令和4年度 目標	令和5年度 目標	令和7年度 目標	令和12年度 目標	令和17年度 目標	令和22年度 目標
地域ケア会議	3回	3回	3回	3回	3回	3回	3回

【今後の方針】

ケアマネジャーや専門職からなる地域ケア個別会議で個別事例検討を行うことで地域の課題を見出し、関係事業者からなる地域ケア推進会議へと提案していけるよう支援します。また、地域ケア推進会議は他の会議と共催し、地域資源の開発や在宅医療・介護の連携、認知症対策など幅広い内容について検討していきます。

VI 目標達成のための具体的施策

(4) 地域支援事業の費用の見込み量

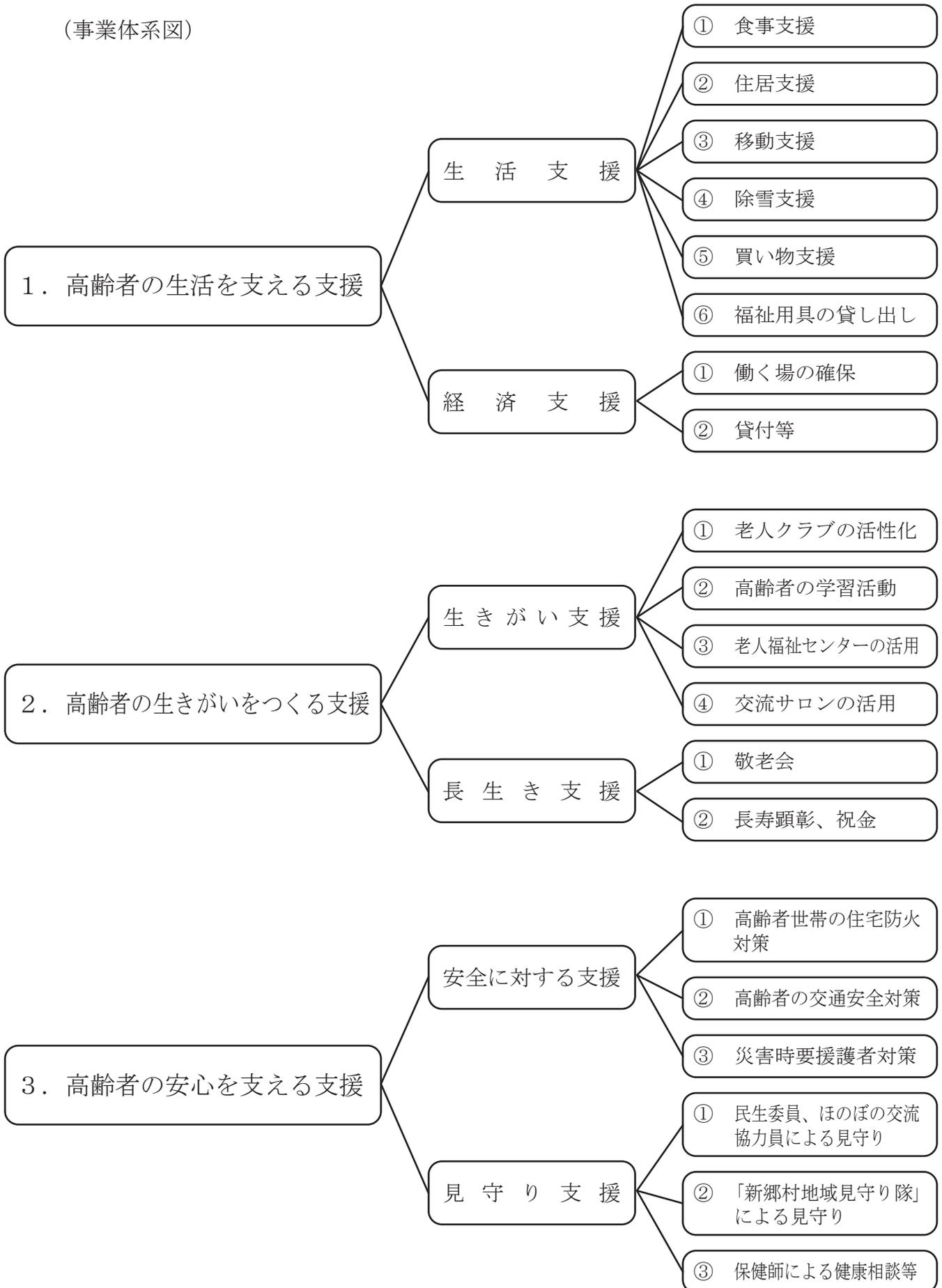
(千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	推計値						
1. 介護予防・日常生活支援総合事業	10,127	10,205	10,052	9,234	8,787	8,160	7,532
(1) 介護予防・生活支援サービス事業(第1号事業)	7,127	7,057	7,057	6,237	5,796	5,170	4,544
①訪問型サービス(第1号訪問事業)	342	272	272	320	303	278	253
②通所型サービス(第1号通所事業)	6,785	6,785	6,785	5,917	5,493	4,892	4,291
③生活支援サービス(第1号生活支援事業)	0	0	0	0	0	0	0
(2) 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)	150	300	150	150	150	150	150
(3) 審査支払手数料	30	28	25	27	21	20	18
(4) 高額介護予防サービス等費相当事業	0	0	0	0	0	0	0
(5) 一般介護予防事業	2,820	2,820	2,820	2,820	2,820	2,820	2,820
2. 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	15,743	15,743	15,743	15,743	15,743	15,743	15,743
(1) 地域包括支援センターの運営費	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357	15,357
(2) 任意事業	386	386	386	386	386	386	386
3. 包括的支援事業(社会保障充実分)	214	214	214	214	214	214	214
(1) 在宅医療・介護連携推進事業	50	50	50	50	50	50	50
(2) 生活支援体制整備事業	30	30	30	30	30	30	30
(3) 認知症総合支援事業	100	100	100	100	100	100	100
①認知症初期集中支援推進事業	82	82	82	82	82	82	82
②認知症地域支援・ケア向上事業	8	8	8	8	8	8	8
③認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	10	10	10	10	10	10	10
(4) 地域ケア会議の推進	34	34	34	34	34	34	34
包括的支援事業計(2+3)	15,957	15,957	15,957	15,957	15,957	15,957	15,957
地域支援事業計(1+2+3)	26,084	26,162	26,009	25,191	24,744	24,117	23,489

【参考】過去の地域支援事業費の実績は、平成30年度20,759,687円、令和元年度23,446,761円、令和2年度見込み25,000,000円。

4. 高齢者福祉事業

(事業体系図)



1. 高齢者の生活を支える支援

本村の高齢化率は年々増加傾向にあり、令和5年度には49.07%に達すると推計されます。ほぼ2人に1人は65歳以上となり、近隣の住民同士による支援を得ることが困難な状況が予測されます。

このような状況のなか、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるような環境づくりとそれを支えるサービスの充実を図っていくと共に、高齢者同士の共助も推進していきます。

(1) 生活支援

① 食事支援

ア. 配食サービス

調理が困難な一人暮らしの高齢者等を対象に社会福祉協議会で配食サービスを週3回提供し、栄養維持、安否確認を行っていきます。高齢化に伴い利用者の増加が予想されます。多くの方が利用できるように、自己負担や提供回数についても検討を進めていきます。また支援体制の効率化も検討していきます。

イ. 宅配

やまばと寮、JA、生協等の民間の宅配弁当の情報を提供するとともに、利用がスムーズにできる体制を整えていきます。

② 住居支援

ア. 共同生活施設「和の家」

一人暮らし等の高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ長く生活できるよう冬場に安心して住める場を提供していきます。

イ. シェアハウス

集会等の機会を利用して、高齢者世帯、友人同士、年代を超えた仲間同士など、お互いが助け合って生活をしていく新たな生活スタイルと住まいについての情報提供と検討の機会をつくります。

③ 移動支援

ア. 無料バス（みずばしょう号・患者輸送バス・温泉バス）の運行

診療所、温泉、商店、金融機関等を利用しやすくするため、無料のバスをこれまでと同様に運行していきます。各無料バスが効率よく運行されるよう引き続き、関係機関と調整を図っていきます。また、車両更新の際には低床・小型化などが検討されるよう、担当課と協議します。

イ. 路線バスの運行

村外への移動手段として重要な役割と考えます。村内無料バスの運行時間調整により、待ち時間が少なくスムーズにアクセスできるように時刻表等に配慮していきます。

ウ. 民間送迎バス・タクシーの有効活用

民間の医療機関や薬局で、独自に通院バスを運行して、通院の利便性を高めています。また、同医療機関を利用する人たちで、タクシーを乗り合わせ通院しているという事例などもあり、このような情報を住民に周知し、多くの人が民間の移動手段を効率よく活用できるように支援していきます。

エ. 外出支援サービス

寝たきりや障がい等で通常の交通機関を利用できない人たちが、通院等の外出ができるように、「介護老人保健施設しんごう」と「社会福祉協議会」に委託して、車椅子やストレッチャーのままで外出できるように支援していきます。利用者と支援者双方に寄り添った体制となるよう見直しを行っていきます。

④ 除雪支援

除雪作業が困難な一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯に対して、社会福祉協議会の事業を活用して生活路の確保はもちろん、災害時の避難等も考慮した除雪支援を行っていきます。また情報発信として、集会等の機会に必要性を説明し、除雪を支援する住民の確保にも努めていきます。

⑤ 買い物支援

J Aの移動販売（毎週火曜日）、生協の宅配、小売店での宅配サービス等の活用方法を分かりやすく住民に周知するため、パンフレットの作成配布等、地域包括支援センターと連携し情報提供を行っていきます。

⑥ 福祉用具の貸し出し

一時退院や介護保険で貸与対象とならない状態の方たちに、村で保有しているベッド等の福祉用具を低料金で貸し出し、在宅での生活が自立に近づけるよう支援をしていきます。しかし、メンテナンス等の条件から新たな購入を計画していないため、物品の老朽化に伴い、貸出できなくなっていくことが想定されます。安全で安心した利用に向けて事業者の類似サービスの利用が図られるように情報提供していきます。

介護用機器の保有台数

	電動ベッド	パイプベッド	エアマット	マットレス	車いす
保有台数	5台	7台	6台	7台	3台

※令和2年9月現在

(2) 経済支援

① 働く場の確保

ア. 生活支援対策事業

行政で75歳までの住民を対象に仕事を提供し経済支援を行っていきます。今後は募集の仕方や、時期等を検討し多くの方が活用できるように担当課と協議していきます。

イ. 通年での就労の場の確保

就労の場の確保と長年培った技能を社会貢献に生かすとともに、経済的な自立を支援していけるよう、就労的活動支援コーディネーターを設置し、支援体制の構築について検討していきます。

② 貸付等

ア. 生活福祉資金貸付制度

低所得の世帯、障がい者が属する世帯、高齢者が属する世帯に対し、世帯の自立を図ることを目的に、具体的な使途目的に応じて資金の貸付けを行っていきます。制度の周知を行い社会福祉協議会と連携をとり適正な対応を行っていきます。

イ. 養護老人ホーム入所措置事業

虐待等や、環境上の理由（住む家がない等）及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な方を養護老人ホームに入所措置を行っていきます。入所の相談があった場合は速やかに対応を行っていきます。

2. 高齢者の生きがいをつくる支援

高齢者が生涯にわたり明るく生きがいを持って生活していくために、高齢者がこれまで培った豊かな経験や知識・技能を活かして積極的な役割を果たしていくような地域づくりを構築していきます。

(1) 生きがい支援

① 老人クラブの活性化

老人クラブは、生きがいを高めるための各種活動や健康づくりのための活動をしています。多くの仲間と楽しく活動できるように、加入促進と各種活動に支援をしていきます。

単位老人クラブ数及び会員数の状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	目標	目標	目標
単位老人クラブ数	5クラブ	5クラブ	5クラブ
会員数	180人	185人	190人
60歳以上の人口	1,294人	1,246人	1,201人
加入率	13.9%	14.8%	15.8%

※60歳以上の推計人口は各年度とも9月末日現在を集計対象とした。

② 高齢者の学習活動

高齢者の学習活動を支援するため、教育委員会、地域包括支援センター等と連携を図り旅行や健康体操、映画鑑賞など多くの方が興味を持つ企画と、参加しやすい高齢者教室を開催していきます。

③ 老人福祉センターの活用

老人クラブでの集まりやお元氣くらぶ等で活用されています。しかし、管理上常時開放することができないことから、今後の活用体制を検討していきます。

④ 交流サロンの活用

4月から10月まで、診療所に通う方や買物に訪れた村民に共同生活施設（和の家）を交流サロンとして広く開放しています。不特定多数の人が利用することから感染症対策も講じながら、効果的に活用していくための検討をしていきます。また既存事業でもある認知症カフェ等の場としても活用していきます。

(2) 長生き支援

高齢者が社会に貢献した功績をたたえ、その労をねぎらうとともに、さらなる長寿への意欲を高めることを目的に事業を実施していきます。

① 敬老会

高齢者を敬愛し、長寿を祝うための行事として、高齢者の方が安心して積極的に参加できる敬老会を開催していきます。参加者にはとても楽しかったと好評ですが、参加者は人口減少に伴い年々減少しています。75歳到達時の参加者が増えるように内容を工夫していきます。

② 長寿顕彰、祝金

100歳に到達された方を顕彰し長寿祝金を支給し長寿を祝うとともに、多くの高齢者の長寿への啓発を図っていきます。

長寿祝金支給者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計 画	計 画	計 画
長寿祝金支給者数	1人	1人	7人
男女の別	男(1)	男(1)	女(7)

3. 高齢者の安心を支える支援

高齢者が安全かつ快適な生活を送ることができるような生活環境を整備するとともに、地域で高齢者を支え見守る体制を整えていきます。

(1) 安全に対する支援

① 高齢者世帯の住宅防火対策

消防署と村消防団で各家庭を巡回し防火の啓蒙を図っています。今後も継続して火災予防の意識を高めていくとともに、高齢者の方には、暖房や、コンロなどを自動消火等の安全装置がついているものに転換するなどの情報提供を合わせて行っていきます。

② 高齢者の交通安全対策

交通事故を防止するため、敬老会での警察による講話や交通安全ゲートボール大会を実施し、交通安全に対する啓蒙を図っていきます。今後は、自動車免許の返還等についても情報提供していきます。

③ 災害時要援護者対策

災害時の要援護者台帳の登録対象者に、登録意向の有無を確認しながら台帳整備を進め、半年に1回異動情報に関係機関（役場災害担当者、駐在所、西分遣所、各消防団(管轄区域の方のみ)、各常会（常会の方のみ））に提供し情報共有を行っています。しかし、災害時の具体的な安否確認の方法や、具体的な避難支援について検討していく必要があり、今後は災害を想定した具体的なシミュレーション（地区限定）実施に向けた協議をしていきます。

(2) 見守り支援

① 民生委員、ほのぼの交流協力員による見守り

一人暮らしや高齢者世帯を定期的に訪問し、さまざまな相談に応じるとともに安否確認を行っています。また、ほのぼの交流協力員が設置されていない常会があり、災害時の安否確認や孤立の防止等のためにも社会福祉協議会と連携しながら早期に設置できるよう支援していきます。

② 「新郷村地域見守り隊」による見守り

仕事で村内を回るさまざまな業種の方々に、「地域見守り隊」に賛同いただき、地域で安心して暮らせる体制を構築しています。現在協力事業所は18事業所となっています。今後も1人暮らしが増えてくると予想されるため連携を強化し、異常の早期発見に努めていきます。

③ 保健師による健康相談等

温泉館の利用日に保健師が出向き、健康相談やタイムリーな健康情報を提供しています。家庭訪問等のサービスと組み合わせ、状況の変化に速やかに対応していきます。

4. 地域福祉の推進

高齢社会における住みよい地域社会づくりのためには、地域ぐるみで高齢者を支援する必要があり、地域のあらゆる機関や団体と連携・協働しながら高齢者を支える体制を整備していきます。

① 社会福祉協議会との協働

高齢になっても安心して住み慣れた地域で生活できる村づくりには、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりが必要です。地域福祉の要である社会福祉協議会との連携・協働は不可欠であり、高齢者のみならず障がい者、生活困窮者等も含め、様々な施策が必要となっています。高齢者自身の能力、技術の活用や、ソーシャルキャピタル（地域力）の再開発などを施策に反映させていけるよう、定期的な連携を行っていきます。

② 関係機関との連携

地域福祉を支えていくためには様々な分野での協力が必要です。「支える側」と「支えられる側」という関係から、人と人、社会とつながり、世代を超えて共に支え合う村づくりのため、包括支援センターで実施している「ケア会議」「協議体」等を活用し、多くの方の意見や思いを施策化できるよう、連携を強化していきます。

VII

資料編

新郷村介護保険事業計画等策定委員名簿

No.	分野	氏名	所属等
1	保健医療関係者	安藤 敏典	五戸総合病院 院長
2		川代 俊子	新郷村国民健康保険診療所 看護師長
3	福祉関係者	山田 健一	介護老人保健施設しんごう 事務長
4		高橋 紋子	特別養護老人ホームさくら荘 総括管理者
5		木村 良一	新郷村社会福祉協議会 会長
6	学識経験者	村岡 和俊	新郷村議会 総務常任委員長 新郷村国民健康保険運営協議会 会長
7		長峯 典子	新郷村民生委員児童委員協議会 副会長
8	被保険者代表	奥山 義忠	
9		工藤 明子	
10		才神 洋子	
11		田嶋 均	
12		山岸 義一	
13		滝沢 恵美子	
14		大西 綾子	

令和3年3月

第8期 介護保険事業計画・老人福祉計画

発行 新郷村役場 厚生課

〒039-1801 青森県三戸郡新郷村大字戸来字金ヶ沢坂ノ下17-1

電話 0178-61-7555(代)

FAX 0178-61-7575

